

◎議 事 日 程（第 4 号）

令和 7 年12月10日（水曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 議案第45号 愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第46号 愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第47号 愛西市部設置条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第48号 愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第49号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第50号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第51号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第52号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第53号 愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第54号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第55号 愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第12 議案第56号 愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第13 議案第57号 愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第58号 愛西市都市公園条例の一部改正について
- 日程第15 議案第59号 愛西市水道事業給水条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第60号 愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第61号 愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第62号 愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第63号 愛西市永和児童館の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第64号 愛西市勝幡児童館の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第65号 愛西市草平児童館の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第66号 愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第67号 愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第68号 愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第69号 愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について

- 日程第26 議案第70号 愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について
日程第27 議案第71号 令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）
日程第28 議案第72号 令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第29 議案第73号 令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第30 議案第74号 令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第31 議案第75号 令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第32 請願第2号 市民にわかりやすいホームページの充実を求める請願
日程第33 委員会付託について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（17名）

1番	馬 渕 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	永 田 千 佳 君
7番	吉 川 三 津 子 君	9番	鬼 頭 勝 治 君
10番	石 崎 誠 子 君	11番	角 田 龍 仁 君
12番	近 藤 武 君	13番	原 裕 司 君
14番	佐 藤 信 男 君	15番	杉 村 義 仁 君
16番	山 岡 幹 雄 君	17番	高 松 幸 雄 君
18番	竹 村 仁 司 君		

◎欠席議員（なし）

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄 利 子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	井 戸 田 悦 孝 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	山 岸 忠 則 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	田 口 貴 敏 君
健康子ども部長	人 見 英 樹 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	総 務 課 長	伊 藤 靖 幸 君
財 政 課 長	堀 田 毅 君	人 事 課 長	加 藤 貴 也 君
保険年金課長	後 藤 真 治 君	社会福祉課長	水 野 裕 公 君

生涯学習
スポーツ課長 青木 万亀雄 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲尾 和彦	議事課長	長谷川 努
書記	村瀬 俊彦	書記	秋田 郁哉

午前9時30分 開議

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議案質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することとなっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べるできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

議案質疑については、事前に通告制を取っているため、通告書に基づき質疑を行い、議員側も理事者側も時間短縮に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第45号（質疑）

○議長（近藤 武君）

日程第1・議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定についてお伺いします。

議案の資料2の中では、指定管理者からの納付金とありますが、収益金なのか、ほかにもあるのか。収益金であればその何%になるのかお伺いすると、その割合は何を基準にして決められたのかお伺いします。

また、制定の理由には、用途、使い道ですね、用途を道の駅等の整備に限定するためとありますが、この施設の整備とはどのようなことを想定して限定するのかお伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

納付金は利益額の一部と管理許可使用料の合計額で、還元率は指定管理者からの提案に基づき20%と決定をいたしました。

道の駅等の整備につきましては、POSレジや遊具など計画的な更新を想定しております。以上です。

○18番（竹村仁司君）

施設の整備を限定するということですが、指定管理者が基金を使って新たな施設整備、新システムの導入などを行うことは可能なのかお伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

修繕等に用途を限定しており、指定管理者が自由に整備費として利用、活用できるわけではございません。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、13番・原裕司議員、どうぞ。

○13番（原 裕司君）

それでは、議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定について質問させていただきます。

基金の運用益、同基金へ積み立てるという文言があります。試算する年間の運用益または積立額についてお伺いをしたいと思います。

それと、その指定管理者から納付金、先ほど20%の収益という話がありましたけれども、納付金の積立ては、タイミングはいつの時期に積み立てるのか、この2点をお願いしたいと思います。

○産業建設部長（宮川昌和君）

基金運用益の試算でございますが、基金運用益は、積み立てる金額、運用期間等の諸条件により変動いたしますので、試算することはできません。

指定管理者からの納付金と積立てのタイミングでございますが、管理許可使用料が年4回に分けて、道の駅運用益が年1回納付されます。タイミングは年度末を予定しております。以上です。

○13番（原 裕司君）

2点ほど質問いたしましたけれども、じゃあこの基金の積み立てる限度額というのは定めておられるのかお伺いをしたいと思います。

○産業建設部長（宮川昌和君）

積み立てる限度額ということでございますが、先ほど御答弁させていただいたとおり、2つのものが収入として入ってきますので、それが年度によって違いますので、それが額ということでございます。以上です。

ちょっと分かりにくい説明になってしまったと思いますので、先ほど竹村議員のところで御答弁させていただいた今回納付金というのは、利益の一部と、あと管理許可使用料の合計額ということでございますので、そちらの2つの合算額が積み立てる額ということでございます。以上です。

〔「限度額があるかないか」の声あり〕

〔「1億とか2億とか」の声あり〕

今言った金額なので、上限というものは設けていないということでよろしく申し上げます。

○議長（近藤 武君）

次に、11番・角田龍仁議員、どうぞ。

○11番（角田龍仁君）

それでは、議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定について質問させていただきます。

指定管理者制度で行っている道の駅事業を行っているほかの自治体で、基金を設けている自治体はどれぐらいあるのかお伺いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

新城市が基金を設置しております。以上です。

○11番（角田龍仁君）

ありがとうございます。

それでは、新城市も同じような形で利益、どんな感じで積み立てて、また同じパターンなのかどうかちょっとお伺いしたいです。先ほどの限度額だとか、あと20%ちょい利益、それはどうかということ。

○産業建設部長（宮川昌和君）

新城市で一応2つの施設のほうで基金を設定しておりますけれども、申し訳ございません、そこまでの細かいところの調査まではしておりませんので、今お答えすることはできません。以上です。

○11番（角田龍仁君）

分かりました。大丈夫です。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、順次質問のほうをさせていただきます。

今、先ほどPOSレジとかそういったところの費用にしていくんだということですが、年度ごとに改修とか修理とか更新計画があつて、それをこの基金で賄うことができるのかどうか、それを1点お伺いしたいと思います。

それから2点目は、もう既に答弁がありましたので、積立額の目標は限度額はないということで答弁がありましたので、この後再質問のほうでさせていただきます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

どのような整備を想定しているかということ、あと計画がということですが、機器の更新のほうを想定しております、先ほど御答弁させていただいたPOSレジとか遊具の更新ということでございます。

計画につきましては、公共施設等個別施設計画の策定に合わせて、中長期的な修繕等のほうを検討していきたいと考えております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

中長期的な計画で、今後、改修費とかPOSレジとかカスタマイズとかが必要になってき

たりとかいろいろすると思うんですが、そういった中長期的な計画はないのかということが1点。

それから、そういった費用もこの基金で賄えるのかどうなのか。賄えないならば、一般会計から毎年こういった業者さんからの積立だけじゃなくて、一般会計からそれを見越して今後積立をしていく予定があるのか、そこら辺のところをちょっとお聞きをしたいと思います。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

中長期的な計画、あと基金だけでできるかどうかということでございますけれども、中長期計画につきましては、今後また指定管理者とも協議させていただきまして、こちらのほうはしっかりとつくっていききたいというふうには思っております。

あと当然、突発的なものが出る可能性もあります。ルーチン的なものにつきましては、何とかこれでやっていきたいというふうには考えておりますけれども、やはり大きいものが出た、大きい修繕や何かが生じた場合には、一般会計のほうに頼る必要があるというふうには考えております。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、通告に基づいて質問します。

最初、基金の目的の整備とは具体的にどのようなことが含まれるかということに関しては、先ほどPOSレジ、遊具、それから長期的な修繕の中での修繕という話なので、これはまた再質問で構いません。

それから、2点目の基金は毎年どのような項目から幾ら積み立てるのか。

先ほど指定管理業者のほうからは、利益の一部と運用益の20%という話でしたけれども、それ以外に何か積み立てるものがあるのかも含めてちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、あと運用においては有利な方法で行うというふうにあります。具体的にどのような方法で運用するのかをお願いします。

それから、さっき長期的な計画をつくるという話がありましたが、当然、施設に対して公共施設の個別計画等をつくるのかどうかについてお答えください。

また、毎年の維持管理費用はどのぐらいになるのか。

それから、あと先ほどちょっと一部答弁がありましたが、大規模改修等に係る費用をこの基金を活用するのかについてお尋ねします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、どのような項目から幾ら積み立てるのかということでございますが、こちら先ほども御答弁させていただいたとおり、公園の使用料と納付金で約1,000万円程度というふうを考えております。それ以外というところについては、今のところそうではございません。

どのような方法で運用するのかということでございますが、こちらは普通預金、定期預金での運用と考えております。

まず毎年の維持管理費用、あと修繕に係る費用ということでございますが、まず維持管理費用でございますが、こちら指定管理料として年間で約8,500万円程度ということでございます。予防保全の考え方に基きまして、修繕と、あと更新の業務について計画をしていきたいというふうに考えております。以上です。

**○総務部長（井戸田悦孝君）**

私から、個別施設計画の件についてお答えをさせていただきます。

施設完成後、改定時に合わせまして個別施設計画を策定していくこととなります。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

では、再質問を行っていきますが、どの部分の改修とかをどういう形でやるのかということで、さっきの大規模改修にも関わる部分ですけれども、先ほど突発的な費用と改修の費用なんかに関しては一般会計から出しますよというような話もありましたが、先ほど総務部長のほうからは、公共施設の個別計画などで計画的な修繕については当然その中でやられると思うんですけれども、お金の問題として、例えば施設管理計画に基づいたような大規模修繕も含めたそうしたものはこの基金で賄うのかどうかをちょっと確認をしたいというのと、それから通常の毎年の維持管理費は、指定管理業者に毎年8,500万円程度払っているんで、8,500万程度の指定管理費の中でやってもらうと思うんですけど、それ以外の突発的な部分については基金あるいは一般会計からということだと思っておりますが、その辺もう少し具体的にちょっとお尋ねをしたい、聞きたいです。

それから、あと基金の積み立てるものに関しては、指定管理業者からのものしかないという話でしたけれども、だからもう一回確認ですけど、それ以外に例えば一般会計から予備的に積み立てるとかそういうことはもう全くなくて、基金を優先的に使ってもし足りなければ一般会計から出すというような考え方なのか、その点について教えてください。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

ルーチン的な今の改修というのがどうしても生じてくると思います。そちらについては、ある程度指定管理料や何かにも含めてある部分とかもございまして、突発的なものというのと、私どもが今想定しているのは、例えば災害や何かによって大きく損傷するとか、やはりふだん考えることが容易ではないものが発生する可能性があるというふうに考えておりますので、そういうものが生じた際には、当然基金というものを積んでおりますが、それでは賄い切れない部分というのにつきましては、やはり一般会計側と一応相談させていただくということが必要になってくるというふうに思っております。

そういう考え方ですので、基本的に今の積立金のほうには一般会計等からの、簡単に言うと繰り出しみたいな、そんなこと考えは今はございません。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第46号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第2・議案第46号：愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第46号：愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質問をさせていただきます。

これは新しく始まる事業じゃないかなと思っておりますが、愛西市の準備状況について、どこまで進んでいるのか教えてください。

それから、利用者の見通しということでニーズ調査とか何かされているならば、その調査結果について教えていただきたいと思えます。以上です。

○健康子ども部長（人見英樹君）

本市の準備状況は、公立保育園で令和8年4月から実施できるよう準備を進めています。

次に、ニーズ調査は実施していませんが、保育施設等に通っていない児童を基に、月5人から6人ほどの利用を見込んでいます。以上です。

○7番（吉川三津子君）

そうすると、今、一時保育をやっている公立の保育園に絞って、民間のほうには何ら働きかけをせずにやられるつもりなのか。その辺の民間の保育園等の御意見等は伺ったのか、その点について1つお伺いをしたいのと、それから発達支援センターも今後乳児等の通園支援事業の一つになっていくというお話が国のほうでされているわけですが、この発達支援センターとの利用の仕方、連携はどうなっていくのか、変わるのであれば教えていただきたいと思えます。

それからあと、先ほども申し上げたように、公立の保育園、一時保育をされているところで取りあえずスタートするんだという話ですが、一時預かりと保育支援事業とは目的が違うのかはよく分かっているんですけども、利用の仕方としてどう区別していくのか。その辺について、こういった利用者限定するとか、その辺の区別をどうされていくのかお伺いをしたいと思えます。

それから、今現在も一時保育において、保育士が不足であるがためにお断りしている事例もあると保護者のほうから聞いているわけです。そういったところで、保育士の確保、これ補助員も使うことができるというふうに国のほう方針を示しておりますが、どのように保育をする人を確保していくのか、その点についてお伺いをしたいと思えます。以上です。

○健康子ども部長（人見英樹君）

まず1点目の民間保育所等への働きかけについては、令和7年8月に市内の私立保育所、認

定こども園、認可外保育施設に事業実施の意向調査を行いました。実施を希望する施設はありませんでした。

次に、発達支援センターの連携については、特に今と変わりはありません。

また、次のどのようにより預かり、一時預かりの関係もありますので、運用していくのかということなんですけれども、このこども誰でも通園制度、通称なんです。愛西市、本市としましては、今回余裕活用型ということで、特に施設の整備とかそういった改修は行わない、定員に空きがある場合にそこでお受けするという形を取ります。ですので、その中で一時預かりの子も見えるかもしれませんし、そこも含めて一緒に年齢ごとで保育をしていくという、そのような運用をしていく予定です。

その次、保育士の確保の問題なんです。こちらについても余裕活用型ということで、現状の保育士を基に保育をしていきますが、今後のニーズといたしますか、需要の数とかを見て、また配置については考えていく必要もあるかと考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、順番にお尋ねをいたしますが、今回の乳児等通園支援事業について、基本的に事業を行うことができる条件とか、市内で対象となる園、実施が予定されている園に関しては、吉川議員の質問でありましたので、基本的には公立保育園、民間は基本的にやる希望がなかったということですね。分かりました。

あと、職員や資格の配置基準についても、当面現状で行っていくという話でしたが、今のところその辺についてという話なので、取りあえずこれもまたあれですね。

利用者が利用する条件とか利用料について等、それから電磁的記録について具体的にどのようなものがあるのかだけを最初に聞きたいと思います。

○健康子ども部長（人見英樹君）

利用する条件と利用料は、ゼロ歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を対象とし、月10時間までの利用が可能で、保護者の就労条件等は問いません。利用料は、国からの詳細が来ておらず、未定であります。

続きまして、電磁的記録により行えることは、運営規程や利用者の記録など、事業の運営に関わる書類を電子ファイルなどで管理できます。以上です。

○5番（真野和久君）

それでは、再質問を行っていきますけれども、基本的にこの事業に関しては、いわゆる保育園とか認定こども園とかいうものが、実際運営しているところに対するものということでしょうか。例えば、新たに何かやりたいというような団体とかがあるというようなことはないのかだけちょっと確認をしたいというふうに思います。

それから、職員に関しては、さっき余裕型で行きますよという話だったので、取りあえずは日常的に余裕があれば受け入れますよという考え方でいいのか。あるいは、もし余裕がなけれ

ば断るのか、あるいは他の園に行ってくださいという話にするのか、そういったところの運用の条件について聞きたいのと、それからもし、そうしたことで受入れが余裕がない場合で申込みが多かった場合、先ほど状況に応じてまた保育士の配置や人数は検討すると言っていましたけれども、そうしたことが起きた場合には、直ちにそうした増やしていくということを検討していくのかについてお尋ねをしたいと思います。

○健康子ども部長（人見英樹君）

まず1点目、どのような施設が活用できるかということで、この条例に記載してある基準、設備等を満たしてある事業所であれば、民間の場合は市の認可が必要ですので、市が認可をしてこの事業を開始することができるということになります。

それから、余裕がない場合については、お断りをさせていただくということになります。

また、3点目のそうした場合の対応なんですけれども、始まってみないとどれだけ需要があるかということがはっきりしないというのはあるんですけれども、公立保育園2園でその対応ができない場合は、改めて私立、民間保育所、民間の事業所に対してこの事業の活用といたしますか、そちらをお願いもしていくことになると思っております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第3・議案第47号（質疑）**

**○議長（近藤 武君）**

次に、日程第3・議案第47号：愛西市部設置条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・原裕司議員、どうぞ。

**○13番（原 裕司君）**

一般質問のほうでも他の議員からあったんですけれども、今回、条例の一部改正では、企画政策部のほうに新たに事務分担を移行するというようなお話がありました。企画部のどの課に担当を移すのかということと、それともう一つ、今まで産業建設部の産業振興課のほうで観光事業という形で事務を担当されておったんですが、今回、観光に関するということとで文言を企画政策部のほうに移されたということなんですけど、業務を変更することによって、観光というものをどのような形で展開していくのかということをお伺いしたいと思います。この2点お願いいたします。

**○総務部長（井戸田悦孝君）**

1点目、どこの課が担当かということでございます。

企画政策部シティプロモーション課の所管事務となります。

2点目の業務を変更することによって観光をどのように発展させていくのかにつきましては、観光振興を産業振興の一部分にとどめることなく、市全体のブランド力の向上、情報発信の一元化などにより、一体的に観光事業を実施することができると考えております。これにより、観光事業をより効果的かつ効率的に推進することができると考えております。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第47号：愛西市部設置条例の一部改正について質問をいたします。

今までの観光振興についてどのように行ってきたのか。産業建設部でということは分かりましたが、具体的にどのようにやってきたのか教えてください。

また、観光振興、観光に関すること、振興だけじゃないのか、観光の振興と言っていいのかというのはありますけれども、企画政策部のところに含めるということについて、その理由について、今お話にもありましたが、もう一度教えてください。

また、その具体的な事務の内容、具体的にどのようなことを行っていく予定なのか、具体的な内容についてお伺いします。お願いします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

今までの観光振興の事務につきましては、産業建設部産業振興課の所掌事務でございます。

続きまして、観光振興を企画政策部の分掌とする理由ということでございますが、情報発信を一元管理することで発信するメッセージに一貫性を持たせ、より広範囲に効果的にアプローチができるというふうに考えております。

観光振興の具体的な事務ということでございます。

地域の観光資源の発掘、観光情報の発信、観光協会と連携した施策の推進などを通して、地域経済の活性化や地域の魅力向上に資する取組を行っているところでございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

では、産業振興課が行ってきたということですが、今まではあまりしていなかったのか、実際どういうことをやってきたのか、産業振興課では限界があったのか。その辺のことについては、当然分掌を変えるということであるので検討はされていると思いますので、その現状を、どういう分析をしたのかということについて教えてください。

また、観光振興課の分掌を企画政策部に変えるといろいろと情報発信とか一元化ができる云々という話もありましたけれども、今までは気づいたところで個別、別々にやっていたという理解でいいのでしょうかね。一元化ということは、今まで一元化していなかったのを一元化するということが必要なのかなということを感じますので、そのことについても併せて教えてください。

具体的な事務内容については今お話もありましたが、従来、昨年までもプロモーション課が

あって様々なことをやっていらっしゃるけれども、それについては法律的な、条例的な裏づけをつけるということで今回の条例が出てきたのかなというふうに思いますけれども、条例をすることによってより確実に行わなければならないということがはっきりするわけで、令和、例えば8年度、具体的などという計画があるのか分かれば教えてください。

また、産業振興ということであると、愛西市観光協会というのが団体でありますけれども、その観光協会とこの観光に関することに関わる分掌とどんな関係性なのか、関わりを持っていくのかということが、もし案としてあるのであれば教えていただけますでしょうか、お願いします。

**○総務部長（井戸田悦孝君）**

まずは、産業振興課としてこの分掌化の別々でというお話と、それからほかの課のPRの関係もばらばらでというお話がありました。

それから、その辺についてちょっとまとめて御答弁をさせていただきますと、これまで産業振興課とシティプロモーション課において別々で行っていた類似のプロモーション活動、情報発信、これを統合することで人的、財源的なリソースを効果的に活用して、部門間での調整に係る事務的な労力、そういったものも縮減をすることが可能ですし、今後、観光協会の関係ともシティプロモーション課も密に取ることができそうですので、道の駅を核としたプロモーション活動や指定管理者との調整、連携もしやすくなり、そういった部分で相乗効果が期待できるというふうに考えております。こちらは、令和8年度の計画ということも踏まえて御答弁とさせていただきますと思います。以上でございます。

**○議長（近藤 武君）**

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○7番（吉川三津子君）**

議案第47号：愛西市部設置条例の一部改正について質問をさせていただきます。

今回、観光に関することというのが企画政策部に移るわけなんですけれども、愛西市の事務分掌規則があるわけで、こちらのほうも何らかの改正をしていくのか、その点について1点お伺いをしたいと思います。

それからあと、この事務についてはシティプロモーション課がするというので答弁がありましたので、この後再質問のほうでさせていただきますと思います。以上です。

**○総務部長（井戸田悦孝君）**

事務分掌の関係でございますが、規則の改正も行います。以上でございます。

**○7番（吉川三津子君）**

規則の改正となると、産業振興課の観光振興に関することというところも改正になるのかちょっと教えていただきたいのと、それから、私、今とても整理がつかなくて、産業振興課とこれからシティプロモーション課がどういう関係になっていくのかがとても理解が今できていないんです。

例えば道の駅に関しまして、産業振興課がどういう仕事をして、それでシティプロモーション

ン課の観光に関する事とというのはどういう仕事をしていくのか、その辺どうなっているのか教えていただきたいと思います。先ほど連携しやすくなるとおっしゃったんですが、どのように連携しやすくなるのか、このように作業を分担して連携ができていくんだと、そこら辺もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○総務部長（井戸田悦孝君）

まず、事務分掌の関係につきましては、産業振興課のほうにございました観光事業の振興に関する事、こちらの分掌事務がシティプロモーション課に移管がされるということでございます。

それから、新体制になった後に産業振興課とシティプロモーション課がどういう関係になるのかということでございますが、道の駅の維持管理に関する事業につきましては、今建設部のほうで一元化するような内部で調整を進めているところです。

今までは、例えば道の駅のことに関しましても、産業振興課、観光協会、シティプロモーション課、指定管理者等、関係性が非常に多うございました。そういった意味で、観光に関する部分、道の駅に関する部分も、人数とか関係者を減らすことによりまして当然調整がしやすくなる。先ほども御答弁させていただきました事務的な連絡調整ですとか時間ですとかというのがやっぱりかかっているというのが現状だと思っています。

観光は観光で発信する目的もありますし、シティプロモーションはシティプロモーションで重複する部分もありますし、全く違う視点でのプロモーションもあると思います。そういった意味で、観光とシティプロモーションが1つになることによりまして、つながった発信がしやすくなると思います。例えば移住・定住の関係なんかで申しますと、観光を発信源としまして興味を持ってもらって、そこからシティプロモーションのほうに移るということで、知ってもらうということから住んでもらうというほうにつながりもしやすくなるのではないかとということで御答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第48号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第4・議案第48号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第48号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について質問しま

す。

改正の理由のところ、職員を派遣することができるようにするためとなっているんですが、もう少し具体的に追加しなければならない理由を教えてください。

それから、今まで派遣した団体があるのかというのも1つと、あと派遣期間の決まりがあるのかお尋ねします。お願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

追加しなければならない理由についてです。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の趣旨に資すると考え、追加いたしました。

続きまして、今まで派遣した団体についてです。

社会福祉法人愛西市社会福祉協議会と公益財団法人愛知県市町村振興協会に職員を派遣したことがあります。

続きまして、派遣の期間についてです。

原則3年以内となっております。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

追加しなければならない理由が少し分かりづらいんですけども、では派遣となった場合に、この団体のほうからの要請もあるでしょうし、逆に市側から派遣するというケースがあると思いますけれども、どのように決められるのか、そこをまず1点。

それから、派遣となった場合の給与とか時間外手当はどのようになるのかお尋ねします。

○人事課長（加藤貴也君）

お答えいたします。

最初、団体の要請か市の派遣か、どのように決めるかということでございますけれども、市の施策と観光協会の事業が連動することで大きな効果を生み出し、一体的な推進を図ることが目的という部分でございますので、双方の協議の上、派遣という形で考えております。

あと、人件費のことにつきましてですけども、時間外勤務につきましては、観光協会のほうが支払うということで進めております。以上です。

派遣職員の人件費につきましては、一部の手当を除いて市が負担ということなんですけれども、時間外勤務手当、通勤手当、勤勉手当、管理職手当等を除いた給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、そちらが市の負担ということになるということでございます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、13番・原裕司議員、どうぞ。

○13番（原 裕司君）

それでは、議案第48号について質問させていただきます。

一般財団法人愛西市観光協会ということで、法人格を持ったという状況で条例を制定するというような状況だと思います。

この条例では、先ほど馬淵議員のほうで質問がありましたけれども、このほかに派遣した実

績は分かりますが、派遣の可能な今の法人格、組織ということについて、どのぐらいの組織があるのか。今の社会福祉協議会、県の自治会という実績のお話がありましたけど、そのほかに何かあればお願いしたいと思います。

それで、通告と同じような形になるんですけど、どのようなタイミングで派遣が行われるのか。当然、相手側の派遣依頼があったり、こちらから派遣をするんだという形で決められると思うんですけど、その辺の状況についてお伺いをしたいと思います。

○企画政策部長（西川 稔君）

現在、条例で派遣が可能となっている団体は、公益財団法人愛知県市町村振興協会、次に公益社団法人愛西市シルバー人材センター、次に社会福祉法人愛西市社会福祉協議会、次に愛西市商工会、次に佐屋町土地改良区、次に立田村土地改良区、次に八開村土地改良区、次に佐織土地改良区、最後に愛知県市長会となっております。

続きまして、どのような場合に派遣が行われるかにつきましては、職員の能力や経験を生かし、地域振興や住民の生活向上といった市の施策推進のためや、公益的法人等との人材交流により、双方の連携強化を目的として派遣を行います。以上です。

○13番（原 裕司君）

それでは、先ほどの派遣の関係になってくるんですが、職員の地位、職責、部長クラスは違うかと思うんですが、どのような職責、主査であるとか主事であるとか、そういった派遣をする職員の状況についてお伺いをしたいと思います。

○人事課長（加藤貴也君）

職員の地位についての御質問でございますけれども、それぞれ、例えば今回観光協会と市のほうでどういった職員が必要かというのを協議しますので、決まった地位というものはございません。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第48号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について確認をいたします。

今回の件は、愛西市観光協会に職員を派遣することができるようにするという目的が明確に目的をされておりますので、ということであれば派遣の時期とか、そういったことも決まっているのではないかと。なぜ観光協会へ派遣をするのか、その目的について再度具体的な目的があれば教えてください。

あと、派遣した人の仕事、この観光協会へ派遣した人についてはどんな仕事をするのか、決まっているなら教えてください。

また、来年度のことなんですが、派遣は協議の上するというお話がありましたが、これは行うという前提で考え、今回の条例が提案されたという認識でいいのか教えてください。

それが行うということであれば、行うと決まっているのかということについてお答えください。

い。

あと、観光協会については、市から団体の補助というものが幾らかされておるところですが、この団体の補助と派遣ということの内容は関係性があるのか教えてください。

以上、お願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

派遣の目的、時期についてです。

派遣された職員の能力や経験を生かし、地域の振興や住民の生活向上といった市の施策推進のためや、市と公益的法人等との人材交流により、双方の連携強化を目的として派遣が行われるものと考えております。職員の派遣は条例の公布日から可能ですが、現時点で職員を派遣するかは決まっております。

次に、派遣した人の仕事についてです。

市の施策と派遣先団体の事業の一体的な推進を図るとともに、地域の観光や経済の活性化につながるよう取り組むこととなります。

次に、派遣は決まっているかにつきましては、現時点では派遣は決まっております。

観光協会に派遣する団体の補助の関係についてです。

派遣職員の人件費は、一部の手当を除いて市が負担することになりますので、それに応じて補助金は減額することになります。以上です。

○4番（河合克平君）

派遣は決まっていないということではありますが、それはまだ協議を行っていないから決まっていないという理解でいいのか、全く予定もない、計画もないよということでは決まっていないのか。今話を聞いていると、協議をして決めていきますということだったので、決まっているという前提ですが、まだ今のところ決まっていないと、人が決まっていないという、そういう理解でいいのか、再度の確認をお願いいたします。

あと、一部の手当を除いて市が負担をすると、全く観光協会が負担をするわけではないということで、補助金は減額をするということも今明確な答弁はありましたが、派遣を行うという前提でそういう答弁をいただいたのかなというふうに思うんですけども、どのくらいの見積りなのか、減額をするということを明確にいただいたので、例えば職員の市の負担分、給料なのか、そういう給料、手当、扶養手当でしたか、そういう手当の金額まで含めて団体の補助を減額するのか、それについて確認をさせてください。お願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

団体との派遣協議は現在行っておりませんが、先ほど説明したように、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の趣旨に従って条例改正をしております。

次に、市の負担につきましては、今現在計算した手持ち資料はございません。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第48号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について質問をしたいと思います。

いろいろ答弁がございまして、質問と答弁とかみ合っていないと感じるところもあったので、再度確認というところで答弁のほうお願いをしたいと思います。

職員の人件費については市が負担すると。残業等については、例えば派遣先の観光協会が持つんだということでもよろしかったのか確認をさせていただきたいと思います。

そしてあと、今までの観光協会への補助金については、人を派遣した場合、補助金の見直しがあるんだということでもよかったのか、その辺についても再度確認をさせていただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○企画政策部長（西川 稔君）

通告どおり御答弁させていただきます。

職員人件費はどこが負担するのかにつきましては、一部の手当を除き市が負担することとなります。

観光協会の補助金につきましては、派遣職員の人件費は一部の手当を除いて市が負担することとなりますので、それに応じて補助金は減額することとなります。以上です。

○7番（吉川三津子君）

最後にちょっとお伺いをしたいのは、今回この条例改正に至ったのは、観光協会が一般社団法人になったからそれを加えなければいけないというところの趣旨で出されているのか、そこら辺が今質問と答弁とかみ合わないところかなと思うんですね。そこをちょっとまずは確認をさせていただきたいのが1つ。

それからあと、具体的なお話もあったということは、シティプロモーション課も観光に関わってくるのでより連携を深めたいという意味で、観光協会に職員を派遣したいという意向がおりかなという推測をしたわけなんですけど、その協議、まだ観光協会とは協議はしていないけれども、市の中でそういったことも協議が始まっているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○市長（日永貴章君）

先ほど、今吉川議員からの御答弁にお答えをさせていただきます。

まず、かみ合っていないということを言われましたが、しっかり通告していただければかみ合うような御答弁させていただきますので、再質問についても、通告をちゃんとしていただければかみ合った答弁をさせていただきますので、お願いをしたいと思いますというふうに思います。

そして、今回は観光協会さんが一般社団法人に替わられたということで条例を追加している。今、他の議員の方々にも答弁しましたがけれども、今、既に9団体に派遣ができるということになってはいますが、全ての団体に派遣しているわけでは今はありません。そして今回、観光協会につきましても、現時点で協議しているわけではありませんということで御理解いただければありがたいというふうに思います。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第49号から日程第7・議案第51号まで（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第5・議案第49号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第7・議案第51号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでを一括議題とし、質疑を行います。

質疑をされる議員は、議案番号と議案名を述べてから質疑を行ってください。

それでは、通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

では、議案第49号の愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について質問させていただきます。

愛西市特別職報酬等審議会というのがあり、答申が出たということなんですけれども、この審議会の中ではどのような意見があったのか、まずお願いします。

次に、現在、県内の同規模人口類似団体等の比較があると思いますけれども、その報酬はどのような状況なのか。

それとあと、近隣市もどのような状況なのか、3点お願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

審議会での意見でございます。

市民の代表として多様なニーズに応え、市政発展のために活躍してもらうことが求められており、その重責を果たすため、努力を惜しまず頑張っているや、本市の財政状況は健全性を維持しているが、人件費や扶助費など義務的経費を中心に財政需要は増加傾向にあり、歳出の縮減や歳入の増加が課題となっているなどの意見がありました。

続きまして、同規模人口の報酬についてです。

令和7年4月1日時点で、人口や産業構造を基に類似団体とされている12市のうち、議長の最高額が大府市の55万円、同じく最低額が豊明市の50万円、副議長の最高額が碧南市の50万3,000円、最低額がみよし市の43万円、議員の最高額が犬山市の47万3,000円、最低額がみよし市の39万円となっております。

続きまして、近隣市の状況についてです。

把握している近隣市における開催状況は次のとおりとなります。

津島市、据置き、あま市、報酬審の審議会を開催しません。弥富市1.4%、稲沢市1.4%、愛西市1.4%、以上となります。

○1番（馬淵紀明君）

では、再質問するんですけれども、ここずっと継続的に上がってきているんですけれども、昨年度も報酬審議会を開かれてこの議員報酬も上がったんですけど、昨年度は何%だったのかというのが1点と、もう一つは、愛西市は1.4%だと思いますけれども、この1.4となった経緯を教えてください。

○人事課長（加藤貴也君）

昨年度につきましては2.76%でございます。

あと1.4%に決まった経緯ということだと思いますが、近年の物価上昇に伴い、特別職及び議員の報酬月額等も人事院勧告による国の指定職と同程度の2.8%増額をすべきとの意見も出ましたが、合併後20年が経過し、合併特例債が活用できない中で、今後事業をどのように進めていくか見極める必要があります、現在、市が進めている行財政改革の翌年度以降の状況を踏まえる必要があると判断し、来年度については、国の指定職の改定率の半分である1.4%の引上げとすることが相当であるという結論に至りました。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、6番・永田千佳議員、どうぞ。

○6番（永田千佳君）

議案第49号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、通告に従って発言させていただきます。

先ほど、馬淵議員への答弁で1.4%引き上げるに至った経緯というのを私も質問しようと思ったんですが、先ほどの答弁で納得いたしましたので、ここは割愛させていただきます。

続きまして、今、市民の方の中には、愛西市が財政難であると、そう認識されている方も決して少なくないと思うのですが、今このタイミングで報酬を引き上げる理由について教えてください。

○企画政策部長（西川 稔君）

理由につきましては、その役割や職務の専門性、責任の重さを十分に確保し、将来にわたってその機能、職責を適切に維持する観点から、第三者機関である愛西市特別職報酬等審議会が公平・中立な立場で総合的に審議し、答申をされました。

本市としましては、その答申を尊重すべきとの考えから、速やかに条例を改正することいたしました。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、議案第49号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてと議案第50号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてと議案第51号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、3つの条例について一括して質問をいたします。

答申の内容についても質問をしておりますので、もう一度、再度教えてください。

今回、答申は出されましたが、社会的なことも含めて、また財政的なことも含めて、市民の生活状況も含めて様々な検討をされたと思いますけれども、答申どおりにした理由について教えてください。3つの議案についてそれぞれ理由が違うようであれば、この議案についての理由はこうですとって答えていただければいいですので、お願いします。

続いて、第49号について、変更する議員の報酬の年収と増加の金額、また増額の総額について教えてください。

続いて、議案第50号について、変更する市長の給与の年収の総額と増額の金額について教えてください。

同じく、第50号について、変更する副市長の給与の年収の総額と増額の金額を教えてください。

議案第51号の教育長について、教育長の給与の年収の総額と増加の金額について教えてください。

最後に、この引上げについての財源についてはどのようにしていくのか教えてください。

以上、お願いします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

答申の内容についてです。

近年の価格上昇に伴い、特別職及び議員の報酬月額等も人事院勧告にある国の指定職と同程度の2.8%増額をすべきとの意見や、合併後20年が経過し、今後事業をどのように進めていくか見極める必要があり、行財政改革の翌年度以降の状況を踏まえる必要があると判断し、国の指定職の改定率の半分である1.4%の引上げとする結論に至ったものと考えております。

次に、答申どおりにした理由についてです。

審議会委員には3回にわたって慎重審議をいただき、審議会の総意として答申をいただきました。この答申を重いものと受け止め、議案として上程させていただき、議会において御審議をお願いしたいと考えております。

次に、変更する議員の報酬の年収と増加の金額、増加の総額ですね、お答えさせていただきます。

議長の年収は約852万円、増加額は約11万3,000円、副議長の年収は約765万円、増加額は約9万7,000円、議員の年収は約681万円、増加額は8万1,000円です。総額は約1億2,515万円で、増加額は約150万1,000円です。

次に、変更する市長、副市長、教育長の給与の年収の総額と増加の金額についてです。

市長の年収は約1,658万円、増加額は約22万1,000円、副市長の年収は約1,374万円、増加額は約18万7,000円、教育長の年収は約1,197万円、増加額は約15万3,000円です。

次に、引上げの財源についてです。

一般財源となります。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

その答申どおりにした理由について今お話があったのは、審議会の方に3回も来ていただいて審議していただいたので重いものとして取り上げたということについて、当然審議会の方はそのようにして責務を果たしていただいているというふうに考えますが、そういう討議しなかったのか。国などでは値上げ見送りということ、人事院勧告は見送りということでありませけれども、また他の市町でも見送ったところがあるようですけれども、愛西市では見送りということは論議の中で出たのか出なかったのか。このとおりにしようということしか意見として出なかったのか、そのことについて教えていただけますでしょうか。

あと、議員については、総額で150万1,000円ということでお伺いしました。市長については22万1,000円、副市長については18万7,000円、教育長については15万3,000円ということで、都合200万以上については値上げをすると。市の財政的な負担が出るということを理解するわけですが、それは一般財源で行うということでもあります。一般財源を今削減をしなければならぬということで、10億円も含めて赤字になっているからというお話もあったところでありませけれども、この財源について、本当にそれが払えるのかと言っちゃいかんですけれども、この財源をどう工面するのか、一般財源を、それについて考えを教えてください。お願いします。

#### ○人事課長（加藤貴也君）

最初の見送りという議論はあったかどうかということでございますけれども、審議会の中で、市長、副市長及び教育長並びに議員の方には、市民の代表として多様なニーズに応え、市政発展のために活躍してもらうことが求められており、その重責を果たすため、努力を惜しまず頑張らせていただいているということと、あと本市の財政状況は健全性を維持しているが、人件費や扶助費などの義務的経費を中心に財政需要は増加傾向にあり、歳出の縮減や歳出の増加が議題となりました。

その中で、一部の議員でも見送りという考えもあるんじゃないかというふうにおっしゃった方も見えますし、2.8%国の指定職のとおりとおっしゃった議員も見えます。そういった中で、最終的には総合的に1.4%というふうになったというふうに認識をしております。以上です。

#### ○総務部長（井戸田悦孝君）

報酬等審議会におきまして、近隣他市との均衡や社会情勢など、客観的に第三者の公平な目でしっかり御審議いただいた結果を受け、尊重すべきだと判断したものでございます。

特別職の報酬改定につきましては、責任ある市政運営に必要な経費であると考えており、引き続き一般財源の確保などを進めることにより、行財政運営を進めていきたいと考えています。以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

答申どおり議案を提出したのかにつきましては、やはり報酬等審議会の出した答申を重きものとして考えて、提案のほうを提出させていただきました。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○7番（吉川三津子君）

それでは、議案49号から51号一括で質問をさせていただきたいと思います。

既にたくさん質問が出ましたので、ちょっと重複しちゃうところがあるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

まず最初に、答申でこのようにという答弁がたくさん出ました。答申は答申であって、市長に対する助言であります。それに従う必要は全くなく、人事院勧告についても同様であります。この答申が出た後、どのような市としての議論、この答申をそのままするのか、やはりとどまるべきなのか、その辺はどのように考えたのかお聞かせをいただきたいと思います。それについて、最初に1点お伺いをしたいと思います。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

通告どおり答えさせていただきます。

特別報酬等審議会の委員から、社会情勢を適切に反映するために引き続き毎年開催することを求めるとの意見を尊重し、令和4年度以降、毎年開催をしております。審議会委員には3回にわたって慎重審議いただき、審議会の総意として答申をいただきました。

本市としましては、この答申を重いものと受け止め、答申どおり議案として上程させていただき、議会において御審議をお願いしたいと考えております。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

なかなか通告した趣旨とずれてしまいましたけれども、先ほど申し上げたように、答申は答申、市長に対する助言にすぎないのが答申であります。その中で誠心誠意議論されたからその答申を重視するんだ、それで今回議案に上げたんだというお答えだったと思います。

じゃあ、今市民の方たちの物価高での苦しみ、そういったところを入れ込んで初めて公平な判断となるわけですが、その点について、今回、議案に上げてくるまで答申を受けて、市の中でどのような議論がされたのか。最終的に市長が決断したわけなので、どういう気持ちで決断されたのかしっかりと伺いをしたいと思います。その辺だけ伺いをしたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

今回も報酬等審議会を開催させていただきまして、委員の方々、ほかの自治体等の議論を見ていると、回数等につきましては、愛西市につきまして3回議論をしていただきました。最後に私に答申を渡され、私もいろいろな御意見をさせていただきましたけれども、委員の皆様方におかれましては、やっぱり議会でも審議をしっかりとさせていただきたいという旨の御意見も個別にもいただいておりますので、今回我々としては、内容については重きを置いて議会に上程をさせていただいたということでございます。

これにつきましては、議員の皆様方もそれぞれの思いがあるというふうに思っておりますので、御審議をしっかりといただいて、採決を考えていただければというふうに思っております。

いろいろな御意見があるのは当然我々としても分かっておりますけれども、やはり毎年議員の皆様方におかれましては、特別職報酬等審議会を開催すべきという意見も過去にもありましたし、過去には議会としては上程しなかった過去もありますけれども、そういったことも報

酬審の委員の方々は十分認識をして、委員の皆様方の意見を尊重させていただいたということ  
でございます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時55分といたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第52号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第8・議案第52号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、
質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・永田千佳議員、どうぞ。

○6番（永田千佳君）

議案第52号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について質問させていただきます。

段階的に今までも保険税が引き上げられておりますが、今までの経緯についていま一度確認
したいと思います。よろしくをお願いします。

また、今後の見通しについても併せて教えてください。よろしくをお願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、今までの経緯を説明させていただきます。

国民健康保険制度の運営が厳しい状況の中、医療費の増大、加入者の減少等、社会情勢の変
化などにより支払準備基金が枯渇し、令和5年度以降、歳入不足が生じている状況です。持続
可能な国保制度とするため、令和5年度及び令和6年度協議会で協議し、令和10年度に愛知県
が示す標準保険料率に向けて激変緩和措置をしながら毎年改正を行うこととなったため、推移
を見ながら毎年検討していきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、順次質問をさせていただきます。

議案第52号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

今年度、加入者を基にしてどれぐらいの影響額が出てくるのか、それについて1点お伺いを

したいと思います。

それからあと、生活保護とか生活保護になり切れない生活困窮者のところの負担がかなり厳しくなっているわけですので、仮に年間140万円の年金受給者の独り暮らしだったとした場合、幾らぐらいの負担になっていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

今回の値上げの算定の根拠、経年でやっていらっしゃるということは重々分かっていますが、今回の値上げの算定根拠について分かりやすく説明いただきたいと思います。以上です。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、まず影響額について答弁させていただきます。

歳入の増加の見込みは約1億1,664万円です。

続いて、仮に年間140万円の年金受給額の独り暮らしの負担についてでございます。

令和7年度2万1,000円が令和8年度2万3,000円、2,000円の増額となります。

算定根拠でございますが、激変緩和措置を講じながら県の示す標準税率の令和10年度推計を目標に算出をしております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

あと、順次値上げがされてきているわけですが、令和10年に向けてあと残りどれぐらいの改正をしていかなければならないのか、その点について教えていただきたいと思います。

それからあと、生活困窮者のところで、こういった国保とか、もう払えない家庭が本当に増えているなということを感じているわけですが、そういった生活困窮者、生保の方たちの未払いについて、年々値上げしていく中でどうなっているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。以上です。

○保険年金課長（後藤真治君）

まず1点目の残りの改正という点でございますけれども、今後も納付金等の状況を見ながら毎年見直していくのでありますが、今回の改正におきましては、今後、毎年といいますか、9.6%ずつ上がっていくという想定しております。

それから、2つ目の生活困窮の方についてということでございますが、生保の方たちというお言葉もあったようですが、生保の方はちょっと国保対象外でございますので、その他の方々、また所得のある方におきましても、この国保の税率の伸びというのは大変御負担になっているものと私どもも考えております。

この件につきましては、機会あるごとに国等への要望等で対処いただくようなことを要望している状況でございます。以上でございます。

未払いの状況ですが、滞納の収納率という関係でございますけれども、令和6年度、7年度と値上げしている状況でございますが、5年度から6年度実績で申し上げまして少し下がってはいますが、ほぼ横ばいということで推移しております。

また、令和7年度も年度途中でございますので、結果はまだ出ておりませんが、中間の数値におきましても、有意の差というのが出ていないように認識しております。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、通告どおりに行きます。

まず1点目として、値上げの理由をもう一度しっかり教えてくださいということと、年間の歳入の増加の見込みは、先ほど1億1,664万とあったので、それはいいです。

それから、前年度対比の引上げの割合を教えてください。

それからあと、加入者の一番多い所得区分とその世帯人数について教えてください。

それから、最高限度額の所得の状況についてお願いします。

それから、歳入全体、これで一応保険料による増収はあるとは思いますが、歳入全体としてどのような状況になるのか説明をお願いします。

それから、先ほど吉川議員のほうから140万ということでありましたけれども、ちょっともう少し詳しく知りたいので、今から言う以下の世帯のそれぞれの年間の保険税と増加額について教えてください。

まず1つ目が、120万円の2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯、それから240万円の2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯、それから所得600万円の4人世帯について、ちょっと事例としてお願いします。

それからあと、近隣との保険税の比較について説明をお願いします。

それから、収納率については令和5年から6年はほぼ横ばいで、今年度も大体横ばいという話でありましたけれども、ちょっともう少し見込みについて、今後どうなっていくのかも含めて答弁をお願いします。

それから、やはり保険料がかなり高くなっているという話は先ほどもありましたが、支払いが非常に大変になっているという話がありましたけれども、多人数世帯の激変緩和措置等を特別にやるような考え方はないのか。

また、最近ですと、国のほうでも言われていますけれども、18歳未満の均等割の減免の検討などを行っているのかについてお願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、順次御答弁させていただきます。

まず改正の理由、それから対前年度比の比率でございます。

令和5年度及び令和6年度協議会で協議し、県の示す標準税率の令和10年度推計を目標に毎年改正を行うこととなったため、税率の改正を行います。

続いて、対前年度比の引上げは9.6%です。

続いて、加入者の一番多い所得区分とその世帯数ですが、ゼロから100万円以下の3,000の区分で3,224世帯です。

続いて、高額限度の所得は、単身世帯で試算しますと、所得が931万5,186円を超える額が対象となります。

続いて、歳入全体の変化はということですが、国民健康保険税は増加し、一般会計からの繰

入金は減少をしています。

続いて、それぞれの所得の状況であります。順次答弁をさせていただきます。

まず、所得120万円の2人世帯、令和7年度23万4,400円、令和8年度25万8,700円で2万4,300円の増、3人世帯は、令和7年度27万5,400円から令和8年度30万4,900円で2万9,500円の増、4人世帯は、令和7年度31万6,400円から令和8年度35万1,100円で3万4,700円増、5人世帯は、令和7年度35万7,400円から令和8年度39万7,300円で3万9,900円の増。所得240万円、2人世帯は、令和7年度37万7,500円、令和8年度41万7,700円で4万200円の増、3人世帯は、令和7年度41万8,500円から令和8年度46万3,900円で4万5,400円の増、4人世帯は、令和7年度45万9,500円から令和8年度51万100円で5万600円増、5人世帯は、令和7年度50万500円から令和8年度55万6,300円で5万5,800円の増。所得600万円、4人世帯は、令和7年度81万2,700円から令和8年度98万6,700円で17万4,000円の増です。

続いて、近隣市等の比較になります。

令和6年度の1人当たり調定額の実績で比較しますと、近隣で一番高い市は弥富市で13万9,406円、一番低い市は稲沢市で10万9,444円、本市は11万5,650円です。

続いて、収納率の見込みです。

令和5年度は96.73%、令和6年度は96.35%とほぼ横ばいで、令和7年度も同様の状況と見込んでいます。

続いて、多人数世帯の激変緩和措置についてです。

低所得者層に対する配慮として、世帯所得に応じた7割、5割、2割の軽減措置を適用しており、多人数世帯であっても低所得の場合はこれらの軽減措置が適用されます。

18歳未満の検討でございます。

激変措置をしながら県下の示す標準料率の令和10年度推計を目標に毎年改正を行うことを重点としており、18歳未満の均等割の減免の検討はしておりません。以上となります。

○5番（真野和久君）

これからも年間大体9%から10%ぐらい、10年度まで引上げをしていくことになるとは思って、それを考えるとかなりの高額の高額保険料になってくることは明らかなわけですね。

当然、県のほうの方針等もあるとは思いますが、これだけ引上げになってくると相当な負担なわけで、そうした点での何らかの対応はしなければいけないように思いますが、先ほどの課長の答弁でも、国などへは要望はしているという話ではありましたが、現実の問題として、もう本当に、今のところ収納率は下がっていないということでもありますけれども、確実に下がってくる、あるいは無理して払っている状況の中で、生活水準等を含めて、生活がそもそも破綻してくる可能性もありますので、そういう点で国への要請だけではなくて、県の国保の審議会なども含めて、やはりしっかりとそうしたことを議論していかないといけないと思うんですけれども、そうした形の努力をどういう形で考えているのかについて。

それから、やはり現実的な問題として、一般会計からの繰入れ、当然今までも入れてきている中で、保険料を増加させることによってその分減少させるという、減らしていく、保険料が

上がって収入も増えれば、一般会計からの繰入れを下げっていくということで、結果的に基金は積み上がらないし、そういう意味では、一定以上。そういった中で、ますますどうしても標準税率にまで引き上げていくという方針は、先ほども言ったように無理があるとは思いますが、一般会計からの繰入れを含めて、やはり検討していく考え方はないのかについてお尋ねします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それではまず、1点目の今後の保険料の変更についてであります。

我々としても、課長から答弁がございましたように、国、またはそれぞれの機関に要望も続けていきますし、それから先ほど答弁させていただいたように、軽減措置も続けていきたいと思っております。それぞれ困った方がお見えになれば、様々な機関を通じて相談も支援もしていきたいと思っております。

それから、一般会計の繰入れについてでございますが、現在行っている繰入れというのは一時的な繰入れでございますので、適正な形での運用を図りつつも、個々税の制度を適正なものにしながら、様々な情報共有をして研究をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第53号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第9・議案第53号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

議案第53号、今回対象児童の健診についての改正ということですがけれども、実際にこうした改正において児童や保護者等への影響はどんな形になるのかについてお尋ねをします。

また、この53号に当てはまる保育事業に関してですがけれども、その条例対象となるような児童というのは今のところどのぐらいいるのかについてもお願いします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

条例の変更に伴う児童等への影響は、本市には対象となる家庭的保育事業等の施設はありませんが、影響として、改めて健康診断を行わなくて済む場合が増えます。

次に、条例の対象児童は、ゼロ歳児から2歳児となります。以上です。

○5番（真野和久君）

当然、愛西市の市内には対象施設はないということで、これ市外のこうした施設に通ってられる児童とかというのはつかんでいますか。その人数もあつたら。

○健康子ども部長（人見英樹君）

本市の児童で家庭的保育事業等への施設へ通院している方は、令和7年12月現在で一宮市の事業所に1人となっています。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第54号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第10・議案第54号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第54号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について質問をさせていただきたいと思います。

再質問のほうでさせていただくので、最初に、なぜ今値上げが必要なのか。子育て支援が大きな市の方針だといっている中で、なぜ今値上げが必要なのか、その理由、額の根拠、影響額についてお伺いをしたいと思います。

○健康子ども部長（人見英樹君）

物価高騰及び国が定める公定価格の上昇に伴い、平成30年4月以来の改正を行うものです。

額の根拠は、平成27年度以降の消費者物価指数や公定価格の増加を参考に、15%増を基準として設定いたしました。

影響額は、10月1日時点の園児数と階層区分による試算では、公立保育園、民間保育所の収入増が約820万円、認定こども園、幼稚園の施設型給付費の歳出減が約390万円となります。以上です。

○7番（吉川三津子君）

少子化対策というのが、総合計画とか、この愛西市のメインの施策だよということが何度も答弁の中で出てきております。この少子化対策において、こういった3歳未満の保育料が値上がりするということの影響がないと考えているのか、少子化において、その点について1点お伺いをしたい。

それからまた、物価高の中、保育料を値上げしても子育て中の方々の生活に影響が出ないんだと考えていらっしゃるのかお伺いをしたい。

それから、この結論に達するまでどのような調査をして結論に達したのか、そのプロセスをお伺いしたいと思います。

仮に今の質問で、子育ての少子化には影響がないよとおっしゃるのであれば、値上げをしても個々の生活には影響が出ないとお考えならば、それを穴埋めするような別の助成制度とか、何かそんなものを考えて支援していく考えがあるのかお伺いをしたいです。

それから次に、これ収入によってそれぞれ保育料金が違ってくると思うんですが、それぞれ第3段階から第7段階があると思いますが、それぞれの人数はどれぐらいいらっしゃるのか。段階によってかなり大きな金額の影響を受けるわけですが、個々の段階における影響、人数についてお伺いをしたいと思います。

これによって、先ほどと820万円の増額と民間の390万円の支出ということでしたが、影響額はこの2つを足した影響額、市の財政に対する影響額はこの2つを足した金額でよろしいのか、確認をさせていただきたいと思います。

それからあと、これは市の財政支出を10億円減らしていくんだというところの一環であるかと思いますが、市長が就任されたときと比べると基金が3億円増えている。そして、借金が28億円減っている。プラマイ31億円豊かになっているわけです。そういった背景の中で、なぜこんなに急がなければいけないのか、その辺のところの理由についてもお伺いをしたいと思います。

○健康子ども部長（人見英樹君）

まず、1点目の影響の関係なんですが、本市の保育料というのは国の基準よりもかなり低く、また近隣市でも低く設定してまいりました。先ほど申し上げたように、施設型給付費が上がってきている中、受益者負担との乖離が開く一方ですので、このたび改正させていただきますが、影響が出ないとは申しません。

また、値上げのプロセスなんですが、これについては平成30年4月以降据置きをしてきましたが、これも同じことになりませんが、施設型給付費が伸びてきている中、乖離をここで少し縮めるというところで少しの値上げをして、御負担を利用者の皆様をお願いするものであります。

それから、それに伴っての他の助成については、現在のところ考えておりません。ただ、保育料については、多子世帯の軽減ですとか、低所得者の階層については軽減を図っておりますので、それを引き続き実施してまいります。

4点目の段階ごとの人数、階層ごとの人数なんですけれども、保育料がかかってくる第3階層が、令和7年10月1日現在で申し上げますと35人、4階層68人、5階層181人、6階層159人、7階層24人、8階層19人であります。

続いて、影響額というのはこの2つでよろしいかということの御質問ですが、収入増への影響と施設型給付費の歳出が減するという、この2つで結構です。

続いて、この時期にどうして急ぐのかという御質問ですけれども、ここ数年、実質単年度収支が赤字になってきている中で、本市の収入に見合った歳出ということも考えながら、先ほど申し上げているように、施設型給付費が伸びている、その乖離も少なくするというところで、あと市全体での各事業での見直しも図りつつ、今回の改正とさせていただいております。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

1点目に、値上げする理由ですけれども、理由については今吉川議員のほうにもお話もあつたのでいいです。

値上げされる各区分の対象者の数ですが、ちょっと答弁が速過ぎてメモが取れなかったので、もう一遍お願いします。

それから、条例変更による市単独補助分の各区分の金額について、総額それぞれ幾らぐらいになるのか。また、変更による単独補助分の総額と、それから改正前と改正後の補助額の変動した割合、それぞれについてお願いします。

当然、国のほうの公定価格との乖離についても説明をお願いします。

それからあと、多子世帯の扱いをどうするのかということと、近隣市町の状況についても教えてください。

○健康子ども部長（人見英樹君）

それでは、順次お答えします。

値上げをする各区分の対象者の数です。

令和7年10月1日現在、第3階層35人、第4階層68人、第5階層181人、第6階層159人、第7階層24人、第8階層19人です。

次に、各階層の保育標準時間の国基準単価と改定後の保育料との差額は、第3階層で1万1,400円、第4階層が1万3,700円、第5階層2万1,200円、第6階層2万7,400円、第7階層3万8,100円、第8階層5万3,900円で、いずれも市保育料のほうが低額となります。

次に、改正後の国基準保育料との差額です。

令和7年10月1日現在の在籍園児数で約1,150万円、改正前の差額は約1,310万円、変動割合はマイナスの約12%です。

次に、多子世帯の扱いです。

第3階層と第4階層の一部では多子世帯の軽減を行っており、入園児が第2子なら半額、第3子以降なら無料の軽減を行うなど、低所得階層の負担軽減に努めております。

続いて、近隣市町の状況です。

階層別の所得区分が一致していない市もあるため単純比較ができませんが、改定後の保育料についても相対的に近隣市より低額となっております。参考までに、津島市、稲沢市は階層数が違いますが、所得区分ではいずれの階層も本市が低額となります。また、あま市は第6階層まで所得区分が同一で、いずれも本市のほうが低額となります。以上です。

○5番（真野和久君）

高額になってくると、所得階層が一定かなり上げられても、やはり多子世帯だと影響が結構あるんですが、そうした低所得階層だけではなくて、高額のほかの今適用されていないような階層においての多子世帯への支援とかということは検討されないのか。

またあと、今後、国保なんかでも標準額まで上げていくという話がありますが、今後の値上げ等の考え方についてお尋ねします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

多子世帯、低所得者以外への軽減については、現在、全体的に保育園に同時入所の場合は第2子が全階層とも半額、3人目は無料となっておりますので、まずはこれ以上の軽減は、現在は考えておりません。

今後の保育料の動向といたしますか、推移なんですけど、こちらについては、公定価格のやはり金額の推移を見ながら検討していく案件だと考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第55号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第11・議案第55号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、17番・高松幸雄議員、どうぞ。

○17番（高松幸雄君）

議案第55号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について質問させていただきます。

この条例の一部改正については、精神障害者の医療費の支給を受けることができる者及び精神障害者医療費の支給の対象となる医療を改定するものでありますけれども、まず支給対象者は、今回の改正でどのように変わるのか。

また、影響する対象人数はどれくらいになるのか。

そして、最新の支給実績が幾らぐらいになるのかをお尋ねいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それではまず、今回の改正の内容でございます。

現行では、次のいずれかの要件に該当する方を対象としています。

1つ目は、障害等級1級または2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ自立支援医療給付証の交付を受けている方。

2つ目は、病院または診療所へ入院して行われる精神障害の医療を受けている方。

3つ目は、自立支援医療給付証の交付を受けている方です。

2つ目の病院または診療所へ入院して行われる精神障害の医療を受けている方については、市独自の要件であったため、支給要件を見直すこととしました。

近隣市の状況は、津島市、あま市、稲沢市は要件としておらず、弥富市は同等の要件で支給

をしているものの、現金給付としています。

次に、影響する人数です。

令和7年11月末現在、精神障害者医療費が8人、後期高齢者福祉医療費が12人です。

続いて、実績でございます。

支給実績は、令和6年度実績で精神障害者医療費が延べ52件、351万3,735円、後期高齢者福祉医療費が延べ159件、538万602円です。以上となります。

**○17番（高松幸雄君）**

それでは、再質問させていただきます。

今のことで、対象者の方については令和8年の4月以降については支給がされないということなのでしょう。

またあと、支給対象者以外となる方は今後どうなっていくのでしょうか、お尋ねをいたします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

まず、令和8年4月以降の状況でございます。

改正前までに対象となる受給者証を取得された方につきましては、有効期限まで受給資格が継続されます。

続いて、支給対象外となる方の今後でございます。

現在受給を受けている方は有効期限まで対象となり、今後令和8年4月以降、新規で精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちでない精神疾患による入院治療を受ける方は、精神障害者保健福祉手帳を取得して受給いただくこととなります。今までこの要件で支給対象となっている方のうち1年以上継続して入院している方はいませんが、病院等関係機関には制度の変更の周知をしていきます。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

次に、6番・永田千佳議員、どうぞ。

**○6番（永田千佳君）**

同じく議案第55号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について質問させていただきます。

3点質問させていただきます。

1点目は、廃止までに至った経緯を教えてください。

2点目以降は、ちょっと高松議員と重なってくるところも多いのですが、現在この制度を利用している人数と、あと廃止による影響、例えば制度を切り替えることによって、どちらの制度にも当てはまらなくなってしまう人が出ないかということを知りたいです。よろしくお願ひします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

それではまず、改正をした経緯でございます。

本市は、他市では対象としていない病院、また診療所へ入院して行われる精神疾患による治

療を受けている方を精神障害者医療費支給条例の対象としてきましたが、現在の社会状況、他市の状況などを踏まえ、持続可能な福祉制度とするため条例の一部を改正し、事業を見直しすることとしました。

現在の利用人数でございます。

令和7年11月末現在、受給者数で、精神障害者医療費が8人、後期高齢者福祉医療費が12人です。

続いて、影響についてでございます。

現在受給を受けている方は、有効期限までは対象となり、今後令和8年4月以降、新規で精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちでない方につきましては、精神障害者福祉手帳を取得して受給いただくこととなります。現在、この要件で支給対象となっている方のうち1年以上継続して入院している方はおりませんが、病院等関係機関には制度の変更を周知していきたいと考えております。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

次に、11番・角田龍仁議員、どうぞ。

**○11番（角田龍仁君）**

高松議員と永田議員の質問で自分の質問を全て答えていただきましたので、割愛させていただきます。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○7番（吉川三津子君）**

それでは、議案第55号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について質問をさせていただきますと思います。

先ほどこの時期についての減額について減額理由は述べられましたが、なぜこの時期なのかというところの説明がありませんので、なぜこの時期に急いで減額するのか、それについて教えていただきたいと思います。

先ほど人数等もお示しいただいたわけなんですけど、前年度の医療費の支給者人数、1人当たりの年間平均支給費はどれぐらいになるのか。1人当たりの影響額についてお伺いをしたいと思います。

それから、低所得の人に大変いろいろ危惧を持っているわけなんですけど、前年度の入院者の中で生活保護の人は何人いらっしゃるのか。前年度の入院者数で生活困窮窓口のほうの相談者はどれぐらいいらっしゃるのか。まずはその点についてお伺いをしたいと思います。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

それではまず、この時期になぜということですが、地域福祉増進を図るため、各種給付や手当において高い水準で実施をしてまいりましたが、合併20年を迎え、現在の社会状況、経済状況、他市の状況などを踏まえ、持続可能な福祉制度とするため、条例の一部改正をすることといたしました。

続いて、前年度の医療費支給数と1人当たりの平均支給額でございます。

令和6年度、精神疾患による入院治療を要件とする精神障害者医療費の支給者数は延べ52人、1人当たり年間平均支給額は31万9,430円です。同要件のうち後期高齢者福祉医療費の支給者数は延べ159人、1人当たり年間平均支給額は30万3,133円です。

続いて、生活保護の人数でございます。

令和6年度に精神疾患による入院治療を要件とする精神障害者医療費支給対象者のうち、生活保護を受給されている方はいません。

生活困窮者の人数でございます。

令和6年度に精神疾患による入院治療を要件とする精神障害者医療費支給対象のうち、生活困窮者の人数は把握しておりません。以上です。

### ○7番（吉川三津子君）

順次質問のほうをさせていただきたいと思います。

先ほど前年度の医療費の支給者数と1人当たりの年間平均支給費の質問をさせていただきました。この中で延べという人数があるということは、お一人で何回も入退院を繰り返していらっしゃる方がいらっしゃるのかなというふうに思います。最大どれぐらいの支給が必要となっていたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それからあと、それをお聞きするのは、本当にこういった方々が生活が成り立つような収入源がおありなのかということがとても心配になるわけですが、こういった方々の生活困窮者相談窓口につながるとか、そういったことも今後、親さんが面倒を見ているならば高齢化とともにそういうことも必要になってくるわけですが、そういった関係はどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

これをカットすることによってかなり大きな金額になっていると思いますので、生活への影響をどう把握して、どう相談窓口に導いていくのか、その点も確認をしたいと思います。

仮にこの方々の生活は大丈夫だとおっしゃるならば、そのデータをきちんと示していただいて、皆さんこんな生活をしていらっしゃるから大丈夫ですよと、そんなデータもお示しいただきたいと思います。以上です。

### ○保険年金課長（後藤真治君）

まず1点目の延べ人数でということに関するところでございますけれども、延べと申し上げておりますのは、1年間の請求の件数に当たりますので、レセプト件数ですので、実際の精神障害者医療の各月の平均の受給者数につきましては11人、後期高齢者医療につきましては17.75人の方が平均ですけれども、そのうち実際に受給者証をお持ちでありながら入院されている方ばかりではございませんので、その月の1月1件ということで、それに人数合わせまして延べ52件、159件というふうになっております。

また、1人当たりということだと思いますが、最大でどのぐらいかということでございますが、基本的にこれ入院でございますが、現在対象者の方で継続して1年以上という方はいない状況でございます。この中で先ほどの平均に月数を掛ければ1人の最大ということになるんで

すけれども、思います。申し訳ありませんが、ちょっとその最大の入院月数というのは把握しておりません。以上でございます。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

それでは、2点目、3点目に関しては、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、この条例改正によって生活困窮になられる方がお見えになった場合の対応策ということかと思われませんが、当然この条例が改正されるされないに関わらず、生活に困った方がお見えになれば生活困窮の窓口等にそれぞれ気づいた者が御紹介をし、その状況に応じて相談に乗っていくという準備をしております。

また、3点目のデータに関して、個人個人の収入もしくは資産といったもののデータは持ち得ておりませんので、どういった状況にあるということを全体的に把握することはできておりませんが、それぞれ状況を聞きながら個別に対応していきたいと考えております。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

**○5番（真野和久君）**

それでは、順番に質問します。

入院精神障害者医療費の支給内容については、先ほどから幾つか、他市との関係とかで話がありましたので、ちょっと再質問でまた。

それから、負担できずに退院することのある可能性というのは、現在の精神1・2級等を持っているか所持されている方はそのままというふうを考えてよろしいんですか。ちょっとその確認だけお願いします。

それから、受給者に事前の意見聴取とか、そういったことは伺ったのでしょうか。その辺について教えてください。

それから、現在対象となる人数は、精神8人、高齢者12人ということではよろしいんでしょうか。これもちょっと確認をお願いします。

それからあと、事業全体として削減される金額について、どの程度になるのかについて教えてください。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

それではまず、1点目の対象者の要件の整理をさせていただきます。

まず、現在精神保健福祉手帳1級、2級の方は、引き続き対象となりますので支給を受けることができます。それから、現在手帳をお持ちでない方で入院をしていられる方、その証の有効期限があるうちは、令和8年の4月以降も有効期限内までは対象となりますので、引き続き使っていただくことはできるという整理をさせていただきます。

続いて、事前に意見聴取は行ったのかということですが、行ってはおりません。

対象となる人数ですが、令和7年11月末現在の受給者数で、精神障害者医療費が8人、後期高齢者福祉医療費が12人です。

そして、金額でございますが、約445万円でございます。以上です。

○5番（真野和久君）

1つ考え方として、今まではというか、入院しなければ精神医療関係の助成は当然続きますね。入院した場合は、精神の関係で入院した場合も、それから精神以外での場合でも精神に関する医療費に関してはもう出さないということでもいいんですか。何か入院しなければ精神医療の助成はあっても、入院してもそのまま精神関係の療養は当然続くわけで、そういう点でいうと、それで一切出さないという話になってくるとちょっとおかしいなというのも思うんですけども、その点についてちょっと詳しく教えてください。

それから、あともう一つ確認ですけれども、今現在1・2級を持っている人は引き続きでいいんですね、それは。

あと、手帳ないけれども現在入院されている方は、有効期限内であれば一旦退院しても、再入院した場合でも対象になるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○保険年金課長（後藤真治君）

通院・入院の関係でございますが、精神疾患で通院、それから入院の方、それぞれ現在受給者証は出ております。通院の方につきましては、まず県の制度で自立支援のほうを受けていただきまして、その自己負担3割のうち2割をいただいた残りの1割をこの福祉医療で見せております。入院されている方につきましても、1・2級の方については、引き続き福祉医療で見せていただくこととなります。他の精神の手帳1・2級をお持ちの方であれば、全疾病の福祉医療の対象になっておりますので、精神以外の入院であっても対象となってきます。

また、そのほか手帳がない方で入院していた方につきましては、この期間で手帳のほうが取得できれば、精神で入院してみえるような方でございますので、精神の手帳が取得できるのであれば取得いただいて、福祉医療の制度を引き続き利用していただきたいと考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

○保険年金課長（後藤真治君）

すみません、2つ目の再入院の関係でございますが、有効期限内であれば再入院も、期限内の入院については福祉医療の対象となります。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第56号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第12・議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、17番・高松幸雄議員、どうぞ。

○17番（高松幸雄君）

議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について質問させていただきます。

この支給条例の一部改正については、障害者の扶助料の支給対象となる在宅障害者の定義を変更して、障害者扶助料の額を改定するものということでありますけれども、まず在宅障害者の扶助料というのはどういう制度なのか教えてください。

それと、どのように改正を行うのか。そして、改正により影響を受ける対象者はどのような方なのかをお尋ねいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それではまず、在宅扶助料の制度についてです。

在宅障害者扶助料は、昭和49年から各町村で独自に実施をされ、対象者に対して福祉増進を目的に給付を行ってきました。1種から4種までの段階を設け、7,500円から1,500円の支給を行っています。今回の改正では、区分を1種、2種の段階とし、2,000円と1,000円の支給いたします。

続いて、対象の人数でございます。

令和6年度の実績は2,745人、金額変更になる方が2,164人、対象外となる方が311人です。以上です。

○17番（高松幸雄君）

では、再質問させていただきます。

それでは、本市と近隣他市との現状についてどうなっているのかをお尋ねします。

また、支給金額をどのように決定したのかということと、なぜこのタイミングでの改正を行うのか。また、国や県、障害者に対する扶助費はあるのかについてお尋ねをさせていただきます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

まず、近隣市の状況でございます。

尾張9市でこれを見ますと、本市が1,500円から7,500円に対し、津島市が1,000円から2,000円、あま市2,000円から7,500円、弥富市1,500円から7,000円、一宮市1,000円から4,000円、犬山市1,300円から2,600円、岩倉市1,500円から3,000円、稲沢市1,200円から3,000円、江南市2,000円から3,000円。また、財政力指数の近い新城市1,200円から2,800円、近隣の大都市である名古屋市年額2万円、月額相当約1,600円です。

また、他県ですが、隣接する三重県桑名市700円から2,000円、岐阜県海津市には市の単独の扶助料制度はございません。

続いて、支給額をどのように決定したかです。

人口及び財政規模、生活圏の状況、近隣市の状況、障害支援制度の現状を踏まえ他市と同等の基準で支給することとし、金額を決定いたしました。

なぜこのタイミングで改正を行うかについてです。

在宅障害者扶助料は、在宅福祉施策が不足していた昭和40年代後半より各市町村で実施をされており、家庭で介護をされている障害者に対し、福祉増進の目的に給付を行ってきました。その間、障害基礎年金等の国の所得補償制度、日中活動や生活の場、移動、生活支援サービスの創設など、在宅の障害者を取り巻く環境や制度が充実してきました。本市は他市と比べて手厚い支給を行ってきましたが、持続可能な制度とするために事業の見直しを行うことといたしました。

続いて、国・県の制度でございます。

国の制度で重度の心身障害者を対象とした特別障害者手当月額2万9,590円に加え、県制度でA種が6,850円、B種が1,050円。重度の心身障害児を対象とした障害児福祉手当月額1万6,100円に加え、県制度でA種が6,900円でB種が1,150円。障害児を対象とした特別児童扶養手当が1級月額5万6,800円、2級月額3万7,830円。国の制度の対象とならない方に対して、県制度で愛知県在宅重度障害者手当1種月額1万5,500円、2種6,750円の制度がございます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、11番・角田龍仁議員、どうぞ。

○11番（角田龍仁君）

それでは、議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について質問させていただきます。

先ほど高松議員の関係でほとんど当初の質問は聞きましたので、再質問から入らせていただきます。

こちらの外れる対象なんですけど、4種の障害者の対象だと思うんですけど、その確認と、この4種を外した理由ですね、もう少し詳しく教えてほしいです。

それと、月額2,000円と1,000円にした根拠もある程度お聞きしたんですが、聞くとほかの近隣市町村の最低金額に近いような形で設定されたと思うんですけど、その辺どうして最低のほうで決めたのかということをもう一回お聞きしたいと思います。以上です。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それではまず、支給対象外の方ですけれども、障害者手帳5級、6級、療育手帳C判定の方は対象外となります。

その流れで、なぜこの方を対象外としたのかという理由でございますが、他市と比較をして決定しました。具体的には、あま市、弥富市は対象でしたが、それ以外の津島市、名古屋市、新城市、桑名市、四日市などは対象でないということでもございましたので、その判断をさせていただきました。

続いて、金額の決定でございますが、先ほど他市の状況を述べさせていただきました。そういった他市の状況、それからそれぞれの福祉施策の状況などを勘案して、愛西市としても持続可能な福祉制度としていくためにこの金額を決定させていただきました。以上となります。

○議長（近藤 武君）

次に、14番・佐藤信男議員、どうぞ。

○14番（佐藤信男君）

では、議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について質問をさせていただきます。

先ほど高松議員と角田議員と一部重複する質問がありますが、通告どおり進めさせていただきます。

まず、障害者扶助料をどのように改正するのか、改正のポイントをお伺いします。

次に、障害者扶助料の見直しに至った経緯についてお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、順次御答弁させていただきます。

まず、改正の内容でございます。

在宅障害者扶助料は、昭和49年から各町村で独自で実施をされ、対象者に対し福祉増進を目的に給付を行ってきました。1種から4種までの段階を設け、7,500円から1,500円の支給を行っています。今回の改正では、区分を1種、2種の段階とし、2,000円と1,000円の支給といたします。

続いて、経緯でございます。

在宅障害者扶助料は、在宅福祉施策が不足していた昭和40年代後半より各市町村で実施をされており、家庭で介護をされている障害者に対して福祉増進の目的に給付を行ってきました。その間、障害基礎年金等の国の所得補償制度、日中活動や生活の場、移動、生活支援サービスの創設など、在宅の障害を取り巻く環境や制度が充実してきました。本市は他市と比べて手厚い支援を行ってきましたが、持続可能な制度とするために事業の見直しをすることといたしました。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では、再質問といたしまして、障害者扶助料の支給金額を決めた経緯についてお伺いします。

また、障害者扶助料の中でも1種の受給者への金額変更の影響が大きいですが、どう考えているのかお伺いします。

次に、予算や決算が話題になると必ず福祉関係の経費の伸びが指摘されますが、4町村の合併時と現在の在宅障害者扶助料及び障害に関する扶助料全体の決算額の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

まずは、支給額を決めた経過でございます。

本市の人口及び財政規模、生活圏の状況、近隣市の状況、障害者支援制度の現状を踏まえ、他市と同等の基準で支給することとし、決定をいたしました。

続いて、1種の方への金額変更に関してでございます。

現在の1種の対象者は、身体障害者手帳1級、2級かつ療育手帳A判定の方です。国・県の扶助料制度、他市の状況を踏まえて決定をさせていただいております。具体的には、本市と同様の対象としているのはあま市、弥富市で、それ以外では尾張9市、名古屋市を含めた愛知県内の各市、三重県、岐阜県の他県を含めても確認はできませんでした。

続いて、4町村合併時との決算額の比較でございます。

平成17年度の在宅障害者扶助料の決算額が約9,200万円に対して、令和6年度決算額が約1億1,000万円、平成17年度障害者に関する扶助料の決算額が約6億5,000万円に対して、令和6年度障害者扶助料の決算額は約25億3,000万円となっており、サービスに係る経費が増加しております。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について質問させていただきます。

一番最初の通告のこの時期になぜ減額かというのは、いろいろ先ほどから答弁があり、どの議案についても同じ内容ですので省きます。

2番目に、もう一度ちょっとしっかり教えていただきたいのは、1種から4種までの障害者がありますが、まずその人数ですね。それをちょっと、もう一度しっかりと各種別の人数を教えてください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それぞれの種別の人数でございます。

令和6年度実績で、1種37人、2種1,355人、3種1,042人、4種311人となっております。影響額は、令和6年度支給実績と比較して約6,000万円の金額であると見込んでおります。以上です。

○7番（吉川三津子君）

それでは、再質問のほうをさせていただきます。

この時期になぜ減額かということで、市の財政の理由は述べられました。他の市町の状況も述べられました。一番述べられていないのは、障害者の方々の生活がどうなるかということだと思います。こういったたくさんの方々の今、障害者関係の減額がされているわけで、親なき後、こういうものがあるからこういった方たちは生きていけるんだと、そういった保障があれば、具体的に何々に幾らぐらいあるから大丈夫と、そういったデータをお示しいただきたいと思えます。以上です。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

先ほどから、過去と比べてサービスが充実してきているという御答弁をさせていただいております。合併時の20年前の平成17年、また法律が現在の障害者総合支援法に変わりました10年

前と比べましても、居宅介護並びに児童発達支援センター、放課後等デイサービスなどのサービスが創設されてきております。

具体的に親なき後というサービスであれば、共同生活援助、いわゆるグループホームといったもののサービスも充足、増加をしてきておりますので、そういった福祉サービスを使っただきながら生活を営んでいただきたいと考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、2番・佐藤旭浩議員、どうぞ。

○2番（佐藤旭浩君）

議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について質問させていただきますが、最初に高松議員が質問されました人数であったりとか、その人数もちょっと区分ごとにとということをお聞きしようと思いましたが、吉川議員のほうから質問がありました。あとは、在宅扶助料の各自治体についても高松議員から質問がありましたし、見直しのほうの件も質問が高松議員からありましたので、これに関しては割愛させていただきます。

1点だけお伺いしたいと思うんですが、今回の条例改正で扶助料はどの程度削減されるのかをお尋ねいたします。お願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

今回の影響額でございますが、約6,000万円となります。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

じゃあ順番に行きますけれども、従前の各種、いわゆる4種のそれぞれの人数、先ほど答弁ありましたけれども、ちょっともう一遍確認のために答弁お願いします。

それからあと、改正後の各種、1・2種になりますが、その人数について教えてください。

それから、事業の削減される金額は6,000万円ということでお話がありましたのでそれはいいので、取りあえずまず人数だけちょっとお願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、順次答弁させていただきます。

まず、現在の人数でございます。

令和6年度実績で、1種37人、2種1,355人、3種1,042人、4種311人となっております。

続いて、改正後の人数でございます。

改正後の対象者の区分別の人数は、令和6年度実績を基に試算しますと、1種1,841人、2種593人となります。以上です。

○5番（真野和久君）

今回、こういう形で大幅に減らすことになって、その理由についても先ほどから幾つか答弁がありますけれども、額的には年間すると結構な額になってくるんで、そういう点では非常に影響も結構あるのではないかと質問される方の議員の数も多かったんで、そういう点では非常

に切実な問題ではないかと思えますけれども、そういった点で、今後生活への影響等で具体的にこうした在宅障害者、いわゆる障害者に関しての相談等で今後強めていきたいことがあればちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

まず、影響に関してどう考えるかということですが、現在、国で進めております障害者総合支援法の中でサービスの創設、拡充がされてきていますので、相談支援事業の事業所を設置して、より使えるようにサービスを今進めているところでもございます。

また、障害者一人一人の所得もしくは資産状況というのは我々では把握できておりませんので、個別に生活に困られるという方がお見えになれば、生活困窮等で相談に乗りながら困らないような支援を続けていきたいと考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時15分といたします。

午後0時10分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（近藤 武君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第13・議案第57号（質疑）**

**○議長（近藤 武君）**

次に、日程第13・議案第57号：愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、17番・高松幸雄議員、どうぞ。

**○17番（高松幸雄君）**

議案第57号：愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正について質問をさせていただきます。

この手当支給に関する条例の一部改正は、原子爆弾被爆者健康管理手当の額を改正するものでありますけれども、手当を受けている対象者はどういう方なんでしょうか。

また、現在何名の方が対象で、月額幾らの手当を受けているのでしょうか。対象者の平均年齢は何歳なのかをお尋ねいたします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

まず、手当を受けている対象者の方ですけれども、対象者は市内在住で原爆被爆者手帳を所持する方です。

続いて、対象者の人数、月額、平均年齢についてです。

現在、13名の方に月額5,000円の支給をしており、平均年齢は86歳です。以上です。

**○17番（高松幸雄君）**

では、再質問をさせていただきます。

この手当について、国や県などのほかには手当は何かあるのでしょうか。

また、支給金額はどのように決定したのでしょうか。

なぜこのタイミングで改正を行うのでしょうか。

それと、愛知県内の自治体と近隣市の支給状況はどうなっているのかについてお尋ねをさせていただきます。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

まず、国、県などの手当についてでございます。

被爆者に関する制度は、国から健康管理手当の支給、健康診断を毎年2回、保健所や病院で、また希望によりがん検診を含め追加2回を無料で受診することができます。医療費の自己負担及び介護サービスの利用料の自己負担分についても、国が代わって負担することになっております。その他葬祭費の支給がございます。

続いて、支給金額はどのように決定をしたのかでございます。

他市の状況等を基に比較検討を行い、決定しました。尾張9市のうち、一宮市、江南市、岩倉市、犬山市は支給をしていません。津島市月額2,000円、あま市、弥富市、稲沢市が月額3,000円などを参考といたしました。

なぜこのタイミングで改正を行うのか。合併前より他市よりも手厚い支給を行っておりましたが、国の制度、他市の状況を踏まえ検討し、持続可能な福祉制度とするために条例を改正することといたしました。

続いて、愛知県内の状況でございます。

愛知県内の自治体54市町村中11市町村が原子爆弾被爆者健康管理手当の支給を行っております。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

**○1番（馬淵紀明君）**

では、議案第57号について質問します。

通告しました近隣市の状況は今分かりましたので割愛しますが、国の支援状況というものも今あったんですけど、国の支援状況をちょっともう一度説明をお願いします。以上です。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

国の支援制度でございますが、被爆者に関する制度では国から健康管理手当の支給、健康診断を毎年2回、保健所や病院で、また希望によりがん検診を含める追加2回を無料で受診することができます。医療費の自己負担及び介護サービスの利用料の自己負担分についても、国が代わって負担することになっております。その他葬祭費の支給がございます。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

分かりました。

ちょっと高松議員と一緒に答弁だったんですけども、では健康管理手当は国の支給額は幾らなのか、その支給額は高くなっているのか、低くなっているのかという、その変更点はどのような状況なのか説明していただきたいのと、愛知県は県の支援支給、この健康管理手当についての支給はあるのか、2点お願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

まず、健康管理手当の金額でございます。

月額3万7,900円の金額となります。ただ、この推移に関しては現在情報を持ち得ておりませんので、御答弁することはできません。

また、県の制度としてはございませんが、ただこれらの窓口というのが県を通じてそれぞれ相談に乗っておりますので、県としても国の制度を利用しながら周知を図っているという状況であります。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、13番・原裕司議員、どうぞ。

○13番（原 裕司君）

議案第57号につきましてですが、高松議員、馬淵議員と重複しておりますので、再質問をさせていただきますと思います。

現在、13人の対象者で5,000円ですので、7万5,000円という形になるわけなんですけど、この合併当時の人数ですね。当然高齢になってくるということで、亡くられる方もおられますでしょうし、転居される方もおられるわけなんですけど、その推移について分かればお答えいただきたいと思います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

合併前の状況でございますが、佐屋町、八開村のほうでこの制度があったということは我々もつかんでおりますが、その人数の状況までは今手持ちがございませんので御答弁できません。申し訳ございません。

○社会福祉課長（水野裕公君）

すみません、ちょっと先ほど部長のほうから合併時の説明があったんですけども、ちょっと一部訂正ということで、合併当時は佐屋町と立田村と佐織町でやって、八開村のほうだけが実施していなかったという形になっております。すみません。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、順番にお願いします。

第1に、今回の金額を決定、改定した理由についてもう一度お願いします。

それからあと、受給者に対して事前の意見聴取などは行ったのかのかどうかについてもお尋ねします。

近隣の状況は先ほど答弁があったのでそれで、あと事業を通して削減される金額は幾ら程度になるのかについても教えてください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

まず、改正する理由でございます。

合併前より手厚い手当を支給しておりましたが、国の制度、他市の状況を踏まえ検討し、持続可能な福祉制度とするために条例を改正することといたしました。

続いて、事前の意見聴取についてです。

意見聴取は行っておりません。

続いて、事業としての金額でございますが、46万8,000円になります。以上です。

○5番（真野和久君）

今回、57号以前にも提案をされていた様々な支給に関してですけれども、基本的に理由としては他市の状況や持続可能な制度にということでした。ただ、額的に言っても、この原子爆弾被爆者健康手当支給に関しては対象も平均86歳ということで、非常に高齢な方が多く、実際原子爆弾の被爆者手帳を持つ方は基本的には増えない状況で、あとは亡くなっていかれる方があるだけというような状況になっておりますね。その中で、今回削減したとしても46万8,000円年額という状況で、しかも今年はノーベル賞を被爆者団体が受賞するような形で、被爆に関する様々な議論の話題も非常にある中で、こういう形で愛西市が決定をしたということは非常にやはり問題があるのではないかなというふうに思うわけですよ。

そうしたことについての、市としてなぜそうした、ある意味一律の中で、この被爆者に関するものについても上げてきたのか、決定をしてきたのかということについて説明をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（近藤 武君）

真野議員、自己の意見を述べずに端的にお願いいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

被爆者の方々が長年にわたり大変な御苦勞をされていたことに対し、深い敬意を表し、本市では、被爆者の方々に対してこれまで他市よりも手厚い支給を行ってまいりました。今後、支給を持続するためにも、改正が必要であると考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第58号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第14・議案第58号：愛西市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・角田龍仁議員、どうぞ。

○11番（角田龍仁君）

それでは、議案第58号：愛西市都市公園条例の一部改正について質問させていただきます。

使用料徴収は市が直接行うのか、それとも指定管理者を通じて行うのか、お伺いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

東ゾーンの多目的室及び調理室、西ゾーンのドッグランを有料公園施設に指定し、その使用料は指定管理者が直接徴収し、収入として取り扱うこととなります。以上です。

○11番（角田龍仁君）

それでは再質問といたしまして、その使用料は市に全て満額入るのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○産業建設部長（宮川昌和君）

本指定管理事業は利用料金制度を採用しているため、条例で設定いたしました使用料につきましては、利用料金として全て指定管理者の収入となります。

なお、営業利益の20%が市に還元となります。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第58号：愛西市都市公園条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。まず、都市公園側の東の多目的室、調理室は何人が一度に利用できるのか教えてください。

それから次に、この利用できる人の条件を付すのか。例えば道の駅に来た人のこういった方たちに利用してもらおうとかいった、そんな条件を付すのかお聞かせください。

そして、今回利用料金が出ておりますが、この積算根拠、なぜこの金額にしたのかも教えてください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それではまず初めに、多目的室、調理室が何人利用できるかということでございますが、多目的室は24人、調理室は40人を想定しております。

次に、利用できる人の条件でございますが、多目的室、調理室につきましては訪れる全ての方々の利用を想定しており、施設利用者に対し条件を付す予定はございません。

利用料金の積算根拠でございますが、近年の人件費や電気料金の高騰等も影響しておりますが、激変緩和措置として現行使用料の1.5倍までと示されているため、570円といたしました。

また、西ゾンドッグランにつきましては、安全管理、あと衛生管理など品質を保証する上で、有料施設として200円といたしました。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

先ほど多目的室とか調理室の人数がお示しされましたが、これは1人だけでも利用できるのか、貸切りで借りないといけないのか、どんな形での貸し方を想定しているのか教えてください。全ての人を想定しているということですが、市民の方の利用等もこれは認めていくのか、そこについてもお聞かせをいただきたいと思います。

あと、この1室を貸切りで借りるとか、今この金額の設定というのが1人当たりでしたでしょうか、お部屋1室でしたでしょうか。となると、この多目的室を1人で借りることもできるのか、その辺の借り方がとても今回示された表では分かりにくいわけです。1人で1室を借りられちゃうとか、調理室40人なのに1人で借りられちゃうとか、これってどんな設定でこの金額になっているのか、もう一度ちょっとしっかりと教えていただきたいというふうに思います。

あと、ドッグランも含めて大体年間の使用料の収入、それぞれ多目的室はこれぐらいを見込んでいる、調理室はこれぐらいを見込んでいる、ドッグランはこれぐらいを見込んでいるという見込額があれば教えていただきたいと思います。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

まず、多目的室、調理室、どのような形で借りられるかということですが、こちら単価につきましては1時間当たりの単価でございます。なので、今利用者数についてマックスこの程度ということでお話をさせていただいたんですけれども、簡単に言えば、1人でも借りることができるということでございます。

利用料金の体系といたしますと、公民館とか文化会館と同じような形、1時間単位とかという形にてお考えいただければ分かりやすいかというふうに思います。

市民の方も利用可能かということでしたが、当然市民の方も何びとでもというような形で考えておりますので、市民の方もぜひ利用をしていただきたいというふうに考えております。

ドッグランとかの年間の収入的な部分でございますが、今のところ、まだやっぱり供用開始していないというところもございますので、どの程度収入が見込めるかというところはなかなか計算がしづらいというところがございますので、今後そちらの維持管理費用とかもございませう。そちらも含めまして、指定管理者とまたいろいろと詰めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、順番にお尋ねしていきます。

建物の有料公園施設の場所と広さと状況、設備の状況について説明を最初をお願いします。

それから、利用料の決定をした積算根拠については、先ほど答弁がありましたのでそれでいいです。

利用料の年間の見込額に関しては、もう一度ちょっと答弁のほうをお願いします。

それからあと、こうした施設はほかのところにもありますけれども、同等の他施設の料金の

状況について答弁をお願いします。

それから、ドッグランに関してですけれども、当然利用してもらう場合の条件として、例えばいわゆる利用登録みたいなことが必要だと思うんですけれども、例えば予防接種などの条件とか含めてどういう形で決めるのか、どういう内容になるのかについて教えてください。

それから、同じくドッグランの市外者利用者について、これ別表の備考の7か何かにドッグランを除く市外者料金2倍と書いてあったんですが、これは市外者の料金についてどうなるのかについて教えてください。

それから、最近非常にいろんなところにドッグランがあるわけですけれども、近隣の公設の施設や民間施設等の利用料の状況についても教えてください。

それからあと、先ほどの答弁で、今後と言われるかもしれませんが、ドッグランの管理費用の見込み、幾らぐらいになるのかについて、分かっていたらそこについても答弁をお願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

初めに、施設の場所、広さ、設備ということでございますが、東ゾーンのはす見テラスには約60平方メートルの多目的室と、あと約76平方メートルの調理室を設置いたしまして、利用者数は多目的室は24名、調理室は40人を想定し、調理室には調理台を8台設置いたします。また、西ゾーンには350平方メートルのドッグランを、犬の大きさによって区画を2つに分ける予定をしております。

続きまして、利用料の年間の見込額でございますが、これは先ほどもちょっと答弁させていただきました。利用者の需要とか、あと利用状況というのが明確でないので、今の時点でなかなか年間の見込額については算出、積算できないということでございます。

同等の他施設の料金でございますが、会議室など同等の同種及び面積の施設では、1時間当たり380円で使用料が設定をされているというところでございます。

次に、ドッグランの利用登録の関係でございますが、1回の利用と1年の利用に分けて定めておりまして、1回の利用は施設利用の際に犬の登録証明書及び狂犬病の予防接種証明書を確認させていただく。1年間の利用につきましては、初回登録の際に先ほどの犬の登録証明書及び狂犬病の予防接種の証明書を確認し、1年間の利用登録のほうをさせていただくということでございます。

ドッグランの市外の利用者の料金ということでございますが、こちらについては市内、市外問わず同一ということで定めさせていただきたいと考えております。

次に、ドッグランの近隣の状況、民間の状況ということでございますが、近隣の公共施設に常設設置されているドッグランというのは数が少なく、利用料金は無料となっております。民間施設では、収益性を高め、付加価値をつけ、利用料金は高めに設定されているという傾向があるというところでございます。

ドッグランの管理費用の見込みでございますが、先ほども答弁したように、管理の主なものとすると、管理に必要な消耗品とか清掃費、人件費などということではございますが、まだ供

用開始の前ということもありまして、具体的な管理費の見込みのほうを算出することはできません。以上でございます。

○5番（真野和久君）

年1回、基本的にドッグランについては大体ほかのところは無料が多い、公設としては多いんですけども、今回料金を取るということで、料金を取ることは自身は悪いとは言えないと思うので、基本的に。やはり管理費等が当然かかるので、そういったものをしっかりとペイしていくことは重要だと思いますので、そういう点ではいいと思うんですけども。

今回の建物のほうですけど、さっき時間料金がという話もありましたが、基本的には時間料金で考えているのか、例えばほかの公民館施設などのように午前、午後みたいな形で考えているのかについて、ちょっともう一遍教えてください。

それから、費用等、維持管理等は当然基本的には指定管理の中に入っているというふうに思うんですけども、その辺りの確認もちょっとお願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

まず、建物のほうの料金の考え方でございますけれども、これは午前とか午後とかそういう形ではなく、利用者に利便性が高い1時間単位ということで今回設定をさせていただきました。

指定管理料に維持管理費が入っているかということでございますが、こちらについてはおおよそ入っているというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第59号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第15・議案第59号：愛西市水道事業給水条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

では、議案第59号：愛西市水道事業給水条例等の一部改正ですけれども、今回災害時における復旧のための業者というのを他市町の業者もオーケーという形でやられるという話ですけれども、例えば近隣でいくと、例えば愛西市だけが被害に遭った場合とかで、近隣でいくと近隣の業者の登録指定業者というのはあんまりうちと変わらないような感じもするんですけども、取りあえずまず近隣の指定業者やその数について、本市と比べてどのような状況になっているのかを教えてください。

○上下水道部長（山田英穂君）

指定給水装置工事事業者の登録業者数は104社、近隣市町等は津島市111社、稲沢市177社、あま市122社、蟹江町91社、海部南部水道企業団144社です。給水人口と業者数の割合を比較しますと、本市水道事業の業者数は多いほうにございます。

次に、排水設備指定工事店の登録業者数は142社、近隣市町村は津島市103社、稲沢市174社、弥富市129社、あま市129社、大治町87社、蟹江町106社、飛島村34社でございます。排水区域内人口と業者数の割合を比較しますと、本市下水道事業の業者数は平均でございます。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

もう一度確認ですけど、登録されている業者の業者名を一々上げてもらう必要はないんですけども、登録されている業者というのは多分愛西市以外のところにも同じように登録されていると思うんですね。その辺の違いというか、その辺についてお尋ねをしたいのと、それから多分これは近隣市町だけじゃなくて、愛知県あるいはその他全国的に災害復旧のために支援が、様々な業者が集まってきたときに、それぞれの指定業者の場合には一々愛西市として許可がどうかということはないということだと思っておりますけれども、そうした状況でどのぐらいの業者というか、範囲のところを大体想定されているのか。どの辺の業者が来ると想定されているのか、その辺りについて大体考えているならば、ちょっと教えていただきたいと思えます。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

近隣市町等の業者の違いについては、ある程度は重複している部分がございます。

例えば、本来あってはいけないんですが、地震等の広域的な被害があった場合なんかですと、上下水道事業とも関係機関との災害に関する協定等に基づいて、被害を受けていない他県の加盟団体から応援によって指定業者を確保することになると考えております。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第60号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第16・議案第60号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第60号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について質問をさせていただきます。

議案書を見ると評価が高いよというお話がありますが、管理運営体制の評価をしている詳細という内容を教えてください。

また、指定管理の中で具体的な利用者のニーズの収集、分析、また反映、どのような形で業者はしているのか教えてください。

また、評価項目の中で、近隣自治体の受託の状況があるということや全国の自治体の受託の状況があるので、この業者については間違いないだろうという評価もされておりますので、そのことについても併せて教えてください。

続いて、地域防災計画もありますけれども、この大規模災害時についての火葬や霊安についての指定管理業者との取決め、どのようなものがあるのか教えてください。

あと、指定管理業者が雇い入れている人について、正規職員が何人で、また非正規の職員が何人なのかそれぞれ教えてください。

今回、補正予算でもありますけれども、従来は幾らぐらいの指定管理料だったものが今回は幾らになるのか、大体どれくらい増えるのか、何%ぐらい増えるのかということについても併せて教えてください。よろしくお願いします。

○市民協働部長（山岸忠則君）

最初に、評価している管理運営体制の詳細はにつきましては、申請団体は火葬場業務を多数受託しており、特殊な業務を行うことができる人材が多く配置され、非常時の職員配置に対応できる組織力を評価しました。また、大規模災害が発生した際も、遅滞なく業務を遂行することが可能な人材が確保されています。

続きまして、具体的な利用者ニーズの収集、分析、反映はにつきましては、コロナ禍以降、人との接触が少ない家族葬が増えている傾向です。式場利用については、槨の利用者よりも蓮の利用者が多い傾向が見られます。火葬件数については年々増えています。今後も増加すると想定しており、対応してまいります。

続きまして、近隣自治体の受託状況は、また全国の自治体の受託の状況はにつきましては、愛知県内では津島市、半田市、三重県では桑名市、四日市市、鈴鹿市などで受託し、全国では41自治体、60施設の斎場業務を受託しています。

続きまして、大規模災害時の火葬や霊安についての取決めはにつきましては、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合の相互間において、災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定を締結しております。申請団体とは、災害時に斎苑を遺体安置所として使用する項目を包括協定時に定めております。

続きまして、正規職員、非正規職員の人数につきましては、常勤6人、非常勤3人の勤務予定です。

続きまして、従前と今後の指定管理料、その差額、変動率はにつきましては、令和3年から7年度の指定管理料は1億9,375万1,000円、令和8年から12年度は2億3,982万円。どちらも光熱水費は含んでおらず、変動金額の差額は4,606万9,000円の増、変動率120%です。以上です。

○4番（河合克平君）

では、再質問をいたしますが、災害発生したときの人材が多いということが評価の対象とな

っているということがありましたし、火葬や霊安についての取決めについては相互間において協定をしているというお話もありましたが、もしも大災害が起きたときには市の職員はその場所にはいないわけで、この6人の正規の職員の人と3人の非正規の職員の方が大規模災害のときに率先をして安置をしたり、火葬したりという協定になっているのでしょうか。それとも市の職員がその場に行って、管理運営を市が請け負ってするのでしょうか。そのことについて、約束があるのであれば教えていただけますでしょうか。

あと、指定管理料については4,000万円ほど、約120%ということでありますけれども、この120%の言わば20%分が増えるということについては、様々な物価高騰や人件費高騰等々あるかと思えますけれども、具体的な積算と、あと業者側が積算するじゃないですか、こういうふうでこの金額でやれますと。そういう内容が分かれば教えてください、お願いします。

あと、先ほどお話があった電気、ガス、水道ですか、それは全く別ということですが、大体年間幾らぐらいかかるのかということが今回の指定管理では見えてこないの、指定管理料と合わせて年間のそういう水道光熱費は幾らぐらいかかるのかということについて、併せて教えてください。よろしくをお願いします。

あともう一件、すみません、公募団体1件だけだったということですが、公募団体が1件だけだったことに対する市の評価も併せて教えてください。お願いします。

○市民協働部長（山岸忠則君）

すみません、最初に、先ほどの訂正をちょっとさせていただきたいと思えます。

その差額の変動率でございますが、私は123%と言いましたが、113%の間違いでございますので。

〔「120と言わなかったですか」の声あり〕

120と言いましたけれども、123%の間違いでございますので、すみません、よろしくお願いをいたします。

それでは、再質問について順次お答えをさせていただきます。

まず1つ目の、大規模災害のときの、要はどんなような形で進めるかということなんですが、申請団体は斎場管理運営事業におけるBCPを策定しております。愛知県全域が被災している場合でも、県内並びに隣接する県において対策本部を設置し、対応します。被災状況に応じ、近隣県のみならず全国から業務員を応援配置できる体制を取っております。

続きまして、主な原因でございますが、増加の原因ですね。これは主な原因としましては、人件費の高騰によるものでございます。

続きまして、光熱水費の大体の推移でございますが、実績を見てみますと、1,800万円から大体2,000万円ぐらいの間のもを实地負担という形で負担のほうをしております。

続きまして、1つの応募だった理由でございますが、それについては周知のほうはいろいろとさせていただいておったんですが、結果が1団体だったということで、それ以上のことはちょっと分析はしておりません。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第61号及び日程第18・議案第62号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第17・議案第61号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について及び日程第18・議案第62号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを一括議題とし、質疑を行います。

質疑をされる議員は、議案番号と議案名を述べてから質疑を行ってください。

それでは、通告に従い発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第61号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてと、議案第62号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についての質問をいたします。

今回、このコミュニティセンターについては、通常もう少し長いかというふうに思っていたんですが、指定期間が3年ということで、通常より短いんじゃないかというふうに考えるんですが、この3年とした理由については教えていただけますでしょうか。

また、コミュニティセンターということであったり、防災コミュニティセンターという名前だそうですので、災害時にはどのような方法、災害時のときに非常に頼りにする施設かというふうに思いますが、指定管理の方々とはどのような協力の取決めがあるのか、教えていただけますでしょうか。

最後に、この指定管理の費用についても、以前と今回と変更の金額、変動率等について併せて教えてください。よろしくをお願いします。

○市民協働部長（山岸忠則君）

指定管理期間を3年とした理由でございます。

今後の方向性を検討するため、3年間で適当であると考えており、指定管理期間は3年とさせていただきます。

続きまして、大規模災害時の利用方法や指定管理団体の協力についての取決めはにつきまして、単年度協定書の災害時等の対応に関することの中で、施設・設備点検、避難所開設の協力及び突発的な災害等が発生した場合の避難者受入れについて協力をお願いしています。

続きまして、従前と今後の指定管理料は、その差額は、変動はにつきましては、最初に市江地区のほうから説明をさせていただきます。5年間で2,550万9,000円、今後の指定管理料は3年間で1,708万9,000円、1年間平均59万4,533円の増、変動率112%です。

続きまして、永和地区防災コミュニティセンターになります。5年間で2,238万4,000円、今

後の指定管理料は3年間で1,328万6,000円、1年間平均4万8,134円の減、変動率99%です。  
以上です。

#### ○4番（河合克平君）

すみません、ちょっとマスクをしているのでちょっと滑舌が悪かったですかね、すみません。

まず、指定管理の3年の理由については、今後の方向性を検討するためというのは、コミュニティ施設を今後廃止していくということを3年の間で決めたいということで、今後の方向性で3年にしたんでしょうか、教えてください。

また、大規模災害時については単年度協定書としていることですが、施設の避難所の開設ということも約束を既にされていると。避難所の開設をした場合は、指定業者の方がその避難所を管理していただくということになっているんでしょうか、その内容を教えてください。

また、先ほど特別なきには避難者の受入れもしますよというふうにお話がありましたが、その避難者の受入れについても、指定管理をされている団体が避難者の受入れについての対応を行っていくんでしょうか、それについて教えてください。

あとすみません、もう一件、永和地区防災コミュニティセンターは指定管理料が安くなるんですよね、4万8,000円。安くなるのは、同じ施設を管理していただいているのに安くなる理由がちょっとよく分からないんですが、安くなる内容の理由を教えてくださいいいでしょうか、お願いします。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

まず、指定管理期間の3年間の理由につきまして、どうして3年なんだということをもうちょっと詳しくというような話でございますが、それにつきましては、時期については決定していませんけれども、今後公共施設マネジメント推進会議及び作業部会で協議を進めてまいります。どちらにしても、契約期間を短くすることで見直す機会を増加することが図れるというふうに想定をしております。

続きまして、大規模災害時の対応の取決めでございます。

うちとしましては、大規模災害時の避難所設置の決定は愛西市の災害対策本部が決定し行うこと、避難所を開ける開けないですね、それを含めて災害対策本部が決定をします。協議書においては、避難所開設に当たる事務につきましては市が行うこととしております。市が行います。

続きまして、指定管理料が今回減額となった理由でございますが、永和地区防災コミュニティセンターの利用料が当初の予測額に比べ、実際の金額が大きいものとなっています。そのため、利用料収入が人件費や電気料などの伸びの予測を上回っていることから、次回指定管理料は前回の指定管理料より減額となっています。収入額のほうが多いということになります。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第61号と第62号、併せて質問のほうをさせていただきたいと思います。

通告のほうで3年と5年があるけど、3年にした理由についてはもう既に答弁がありましたので、再質問のほうから入らせていただきたいと思います。

今回、指定管理の契約をするに当たって、内容的に変わったことがあれば、ぜひちょっと教えていただきたいと思います。

それから、一般質問の中でも今回大規模災害については質問をさせていただいたんですけども、事務的なことは市の本部でするよと。事務的なことって何なのか。そして、指定管理にお願いする具体的なことは何なのか、それを教えてください。協定があるならば、こういうことを依頼しているというのがあると思いますので、それをぜひ教えていただきたい。

それから、大規模災害になると、特に永和なんかは1階なんて、なんてと言っはいけません、1階が水没する可能性もかなり高いわけですけども、そういったところで、この施設を災害時にどう使うのかという計画というのが立てられているのか、それが指定管理に渡っているのか、その辺についても確認をさせてください。以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

期間を3年としたことによって、ちょっと内容について何か変わったことがというような話があったかと思いますが、その内容の変更については特に変更はしておりません。

続きまして、最後のほうに言われた永和地区が水没する可能性があるということなんですけど、そういった計画は指定管理のほうに伝えてあるかということですが、そのようなことはございません。

それから、職員のほうにおきましては、施設の関係で職員が配置で現地のほうに伺います。その段階で、受付簿の作成、誰が来ているかだとか、そういった内容のことについては職員がさせていただきます。あと、指定管理のほうにおきましては、鍵の開閉等お願いをしたいというふうな、開設についての協力をお願いしたいということでございます。

あと、具体的な協定を指定管理者としているかということでございますが、その点については特に取決めは、今までの災害時のときの鍵の開閉だとか、そういったことについてはお願いをしておりますが、それ以外についてはお願いは特にはしておりません。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

すみません。吉川議員のほうからは、通告は期間を3年とした理由はしか通告にないんです。今、再質問と言われましたけれども、ほかの内容の質疑になっている。最初の質問に対しての再質問ではなくて、違う内容の質問になっていますので、ちょっとここで一回切らせていただいてよろしいですか。

#### ○7番（吉川三津子君）

どうぞ。

#### ○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第63号から日程第24・議案第68号まで（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第19・議案第63号：愛西市永和児童館の指定管理者の指定についてから日程第24・議案第68号：愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定についてまでを一括議題とし、質疑を行います。

質疑をされる議員は、議案番号と議案名を述べてから質疑を行ってください。

それでは、通告に従い発言を許可いたします。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第63号：愛西市永和児童館の指定管理者の指定から議案第68号まで一括で質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、選定審査項目の事業の評価項目についてお伺いをしたいと思えます。

一般的に、この児童館は放課後児童クラブも付随した施設になっておりますが、一般的に児童館というと子育て支援事業、これは主に未就園児親子等の支援とか急な預かりに対する事業のことを子育て支援事業といいますので、未就園児に対する子育て支援の事業と、それから放課後児童健全育成事業ということで、2つの昼間家庭にいない児童に対しての事業が今回評価項目の中に上げてあります。つまり、子育て支援事業と放課後児童健全育成事業の2つが評価項目で上げてあるわけですが、実際に自由に利用する小・中・高生の子供たちの育成事業というのがこの採点の項目に含まれていないのはなぜなのか。本来、児童館というのは、子育て支援事業と子供たちの育成事業で児童館運営は成り立つ。それにプラス愛西市は放課後健全育成事業で児童クラブが付随しているということで、3つの事業が行われているはずですが、この採点の評価項目の中に子供たちの育成事業が含まれていない。これはなぜなのかということをお伺いしたいと思えます。

それから、国のほうで、今回一般質問でも少し取り上げさせていただいたんですが、昨年からは国のほうでは児童館のガイドライン、それから放課後児童クラブの運営指針、こういったものが大改正がありました。だから、一般質問でもしっかりと質問をさせていただいたわけなんですが、これらの改正のことが今回の児童館、子育て支援センターの募集要項の中に組み込まれているのか。また、改正によってこの愛西市の児童館等の運営はどう変わっていくのか、教えていただきたいと思えます。

それからあと、今回児童館のほうには複数の応募がありました。それぞれ市外からの業者なのか、会社組織なのか、その点についてもお伺いをしたいと思えます。

それから4つ目として、子育て支援センターのほうは1団体の応募でした。その原因は何なのか、どう分析されているのか教えていただきたいと思えます。以上です。

○健康子ども部長（人見英樹君）

まず1点目です。子供たちの育成事業の評価項目につきましては、子育て支援事業の項目で小・中・高生の活動支援は評価をしています。

次に、国のガイドライン、また児童クラブの運営指針の改正によって、どう児童館運営は変わっていくのかにつきまして、仕様書におきましては関係法令に児童福祉法、同施行規則、厚生労働省令及び同通知ほか児童福祉関係法規を記載しており、児童館ガイドライン、放課後児童クラブ運営指針の改正は各児童館、子育て支援センターに組み込まれています。

運営につきましては、関係法令、条例及び規則や通知等に準じ、子供の権利に関する学習の機会をはじめ、提案された事業計画に基づいたよりよい運営をお願いしてまいります。

次に、児童館への応募者は市外業者か会社組織かについては、申請団体に不利益が生じるおそれがあり、答弁は控えさせていただきます。

次に、子育て支援センターが1団体の応募の原因については、説明会と会場見学を設けておりますが、原因は分かりかねます。以上です。

○7番（吉川三津子君）

今、答弁の中で、子供たちの育成事業に関しては子育て支援事業に含めたということですが、こちらの審査の中で未就園児の子育て支援、それから就学後の小・中・高生の一般来館に対する評価というのが一括で合計されているということかと思っておりますが、その辺、比率的なバランスというのはきちんと取られていたのかというのが大変不安になるところですが、その辺はいかがだったのでしょうか。分かれば教えていただきたいと思っております。

また、他の自治体等でも大変重要な事項なので、独立した評価項目を名古屋市なども設けていると思うんですけども、これを設けなかった理由、一緒にいいんだというような話合いがあったのか、それともずっとこういう形でしてきたからこれでいいんだということでされてきたのか、ちょっとその点についても伺いをしたいと思います。

それからあと、審査委員会が何度か行われていますが、今回の児童館のガイドラインと放課後児童クラブの運営指針というのは大変な大改正になるわけですね。そういったところで、審査委員の先生方にこれらの改正内容を知らせるような勉強会といったらおかしいですけども、そんな時間をちゃんと設けられたのか、その辺どのようにされたのか、紙だけを配って終わったのか、紙も配らなかったのか、その点について伺いをしたいと思います。以上です。

○健康子ども部長（人見英樹君）

まず、1点目の未就園児や一般の来館者、それから小・中・高生の評価の関係なんですが、こちらにつきましては事業項目として子育て支援事業と、もう一つは放課後児童健全育成事業の大きく2つの項目、それから地域等の連携ですね。3点の大項目がその中に含まれており、それぞれの比率といいますか、点数配分というのは持っていますが、子育てと放課後児童クラブについては同等の点数で、評価をもう満点、配点評価は同等でしております。その中の細かい、子育て支援事業の中での細分的な配点というのは設けておりません。

それから、2つ目のこの小・中・高生についての別出しをなぜしなかったのかということなんですが、こちらの小・中・高生の居場所づくりとか取組については、もう既にガイドライン

とか運営指針では令和6年に改正をされて、現状の児童館、子育て支援センターでも取組をされているとこちらは認識をしています。そういった点で、これについては先ほど申し上げたような子育て支援事業の中で、全体的にはほかの事業と未就園児の事業も含めて見ているという考えでございます。

3点目の審査委員に対しての改正内容の勉強会につきましては、これは特に勉強会は開いておりません。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第63号の永和児童館の指定管理者の指定から議案第68号の開治子育て支援センターの指定管理者の指定についてまで、通告に基づいて質問します。

第63号の永和、それから第64号の勝幡、それから第65号の草平については複数の団体が出たということでありませけれども、先ほど市外か市内かは言えないという話でしたが、次点になった団体の点数についてはどの程度だったのかについて教えてください。

それから、永和児童館に関しては、費用の削減効果が見られたというふうに書いてありますが、削減効果の具体的な内容というのはどんなものなのか教えてください。

それから、それぞれの児童館、子育て支援センターについて、今後の指定管理料、これまでとの差額、変動率について、それからあとそれぞれの職員、正規、非正規の人数について教えてください。

○健康子ども部長（人見英樹君）

初めに、草平児童館のもう1団体の点数は126.4点です。永和児童館、勝幡児童館については、適格者の条件である合計点数に満たなかったため公表を差し控えさせていただきます。

次に、永和児童館の削減効果の具体的な内容は、人件費の抑制や構成団体が施設の維持管理を直接行うことで経費削減が図られています。

次に、各館の現在と今後の指定管理料、それからその差額、変動率について、順に申し上げます。

永和児童館現在1億3,193万5,000円、今後1億4,534万9,000円、差額1,300…。

○5番（真野和久君）

早い。

○健康子ども部長（人見英樹君）

すみません、もう一度申し上げます。現在が1億3,193万5,000円、今後1億4,534万9,000円、差額1,341万4,000円、変動率は110%。勝幡児童館、現在1億390万円、今後1億2,020万4,000円、差額1,630万4,000円、変動率116%。草平児童館、現在1億1,825万円、今後1億4,348万5,000円、差額2,523万5,000円、変動率121%。立田南部子育て支援センター、現在1億1,367万9,000円、今後1億2,200万3,000円、差額832万4,000円、変動率107%。立田北部子育て支援センター、現在9,167万9,000円、今後1億168万5,000円、差額1,000万6,000円、変動率111%。

開治子育て支援センター、現在7,811万4,000円、今後9,550万円、差額1,738万6,000円、変動率122%です。

続きまして、正規職員と非正規職員の人数を提出された事業計画書から申し上げます。

永和児童館が正規職員3人、非正規職員15人。勝幡児童館、正規職員2人、非正規職員10人。草平児童館、正規職員3人、非正規職員9人。立田南部子育て支援センター、正規職員3人、非正規職員8人。立田北部子育て支援センター正規職員2人、非正規職員7人、開治子育て支援センター、正規職員1人、非正規職員13人です。以上です。

○5番（真野和久君）

先ほど、答弁の中で、永和と勝幡の次点の団体はいわゆる合格点に達しなかったという話でしたが、応募する際の説明とかでは、当然様々な説明はしてあるとは思いますが、その点で、点数が満たなかったという理由とかについては何か原因とかあるのでしょうか。

あと、現状のそれぞれの児童館の子供たちの状況、正規、非正規の人数が先ほど聞きましたけれども、人数的に何人ぐらい来ていて、日常的に、職員の定員の人数からいうとその辺は大丈夫なのか。あと、あるいは夏、長期休暇と平常時での職員の差というようなものはどの程度あるのかについて、分かれば教えてください。

○健康子ども部長（人見英樹君）

まず、1つ目の適格者の条件に満たなかった理由なんですが、こちらについては、当然募集要項のほうにも60%に満たない場合は不適格になるということが明記してあります。ただ、理由につきましては、おおむね審査員の評価等からは具体的な事業の内容が見えてこないとか、将来的なビジョンが少し欠けているとかそういった評価がございました。

続いて、非正規職員と正規職員の人数の配置の関係なんですけれども、まずこちらの人数は児童クラブの単位数によって大きく変わってきます。それによってそれぞれの配置をしているんですけれども、長期休暇になるとその単位数を増やす児童クラブもございまして。永和児童館や勝幡児童館、それから立田北部子育て支援センターは、長期の期間に1単位児童クラブの単位数が増えるということで、そういったところも見て、人の張りつけ、配置の状況は積算をしていますし、事業者からはその基準を満たす人数で提案がされています。

それから、その人数についてなんですけれども、令和6年度の利用者状況で申し上げますと、永和児童館は年間合計利用者が約2万人、順番別になりますが、立田南部子育て支援センター、こちらについては約1万3,000人、立田北部子育て支援センターは約6,000人、開治子育て支援センターは約5,000人、勝幡児童館は約7,000人、草平児童館は約1万7,000という状況です。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、16番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○16番（山岡幹雄君）

それでは、議案第63号：愛西市永和児童館の指定管理者の指定につきましてのみ質問させていただきます。

今回、指定管理者れんこん村・技研共同体を再指定する理由についてお伺いします。
過去の実績を具体的にどのように評価されたのか、数値及び客観的指標で示していただきたい。

過去数年間、5年ぐらいの指定管理運営の検証についてお尋ねします。

永和児童館における過去の5年間の利用者数の推移、満足度調査の結果などをされたかどうかお伺いします。児童館運営で発生した課題・苦情・改善指示は具体的にどれくらいあったのかお尋ねします。

次に、児童館運営として専門性と安全対策についてお尋ねします。

指定管理者、共同体のスタッフ体制、資格保持者数とか配置人数、児童支援の専門性は十分でしたか、お尋ねします。

過去、安全管理上のインシデントほどの程度報告され、それに対する対応はどう行われたかお尋ねいたします。

財政面・コスト面の質問をさせていただきます。

過去における指定管理料の推移はどうなっているのか。

共同体として経営効率化やコスト削減の取組・成果はあったのかお尋ねいたします。

今後の児童館運営の質向上に関する質問をさせていただきます。

子供や保護者のニーズは近年多様化しているが、今回の共同体はどのような新規事業、サービス向上を提案しているのかお尋ねします。

今回の継続によってマンネリ化する懸念があるが、質の向上、新しい取組をどう担保するのかお尋ねいたします。

過去の運営評価は再指定に値するとの判断だが、逆に改善を要する評価した点はどこか、お尋ねいたします。以上です。

○健康子ども部長（人見英樹君）

それでは、順次答弁申し上げます。

初めに、過去の実績評価については、令和8年度からの事業提案を審査するものであり、過去の実績は評価対象にしているため、数値及び客観的指標を示すことはできません。

次に、永和児童館における過去5年間の利用者推移、満足度調査の結果です。

過去5年間の利用者は、令和6年度2万609人、令和5年度2万379人、令和4年度1万8,748人、令和3年度1万7,974人、令和2年度1万7,974人。利用者アンケートでは、イベントが多く楽しい、また子育ての相談がしやすいなど評価を得ています。

次に、児童館運営の課題・苦情は特にありませんでした。指定管理者監査において、給与支払いの確認に問題があり、改善を要する旨の通知がありました。

次に、スタッフ体制についてです。

児童館では、館長を1人、児童の遊びを指導する者を2人以上配置し、遊びを指導する者は児童厚生員の資格が必要であり、館長は児童の遊びを指導する者との兼務が可能です。

放課後児童支援員は、1支援単位ごとに2人以上の配置が必要で、うち1人は放課後児童支

援員の資格が必要です。募集要項等に掲げている職員の配置は整えていただきます。

次に、安全管理上のインシデントについて、報告案件はありませんでした。

過去における指定管理料の推移です。

今指定管理機関における指定管理料は、令和3年度2,650万7,000円、令和4年度2,650万7,000円、令和5年度2,630万7,000円、6年度、7年度も同様の2,630万7,000円です。

続いて、共同体としての経営効率化やコスト削減取組・成果は、役割分担をされたことで、経営効率化などの成果はあると考えます。

次に、新規事業等の具体的な提案内容については、申請団体のノウハウとなるため答弁は控えさせていただきます。

次に、継続によってマンネリ化する懸念があるが、質の向上、新しい取組については、定期的に研修に参加いただき、情報を共有し、スキルアップを目指し、利用者の意思、意見を反映した事業の実施をお願いしてまいります。

最後になりますが、再指定に値するとの判断だが、改善を要すると評価した点についてです。毎年6月と10月にモニタリングを実施し、総括的な評価をし、改善を要すると評価した点は特にありませんでした。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

さきほど、この技研とれんこん村の関係で、資格保持者、配置人数等の答弁の中で、それぞれ御答弁あったんですが、分かる範囲内でいいですが、技研の方でそういう何か資格を持ってみえる方が見えたら教えてください。

新たな3年間に向け、改善すべき運営上の課題をどのように共有し、どのように解決する計画を今回持ってみえたのか。

今回の契約期間において施設管理費を削減したことが評価されているが、その理由はどのようなものか。

また、今年度決算委員会で、この共同体として金額の内訳は説明できないとの答弁がありましたが、今回の指定管理料の内訳について説明は可能なのかお尋ねします。

市は、指定管理者に対し、今回最も期待している改善点が何かあるかお尋ねします。

最終的に市民・利用者に対して、今回の再指定によってどのようなメリットが生まれるのか、具体的な説明を求めます。以上です。

○健康子ども部長（人見英樹君）

一番最初の職員の配置の関係なんですけど、こちらはその方の身分とか所属がどこかということとは把握していませんので、それについては分かりかねます。

それから、課題・苦情への改善状況としての評価なんですけど、毎年6月と10月に実施しているモニタリングでは特に課題はありませんでした。また、利用者等からの苦情も特にありませんでした。今回の選定では、課題や苦情に対する評価はありませんので、それに対する評価は

していません。

次に、運営上の課題をどのように解決する、その方法ですが、運営上の課題は特にありませんが、改善すべき課題が生じた場合は指導してまいります。また、令和8年度からの指定期間では、モニタリング等で運営状況の確認に努め、改善すべき課題が生じた場合は指示をし、改善するよう努めてまいります。

次に、施設管理費を削減したことの評価理由です。

こちらは、構成団体が施設の維持管理を直接行うことで、経費削減されていることを評価いたしました。

次に、共同体としての金額の内訳の説明は可能かについてです。

各経費の内訳は提出資料に記載してありますが、共同体での申請である以上、構成団体の経費区分まで確認する必要はなく、把握をしていません。

次に、市が今後期待している改善点は何かについてです。

関係法令、条例及び規則や通知等に準じ、各団体が提案された事業計画に基づいたよりよい運営をお願いしてまいります。

次に、市民・利用者に対しての再指定のメリットについてです。

これまで関わってきた子供たちや保護者、地域とのつながりを引き続き継続できることが考えられます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時50分といたします。

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第69号及び日程第26・議案第70号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第25・議案第69号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について及び日程第26・議案第70号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定についてを一括議題とし、質疑を行います。

質疑をされる議員は、議案番号と議案名を述べてから質疑を行ってください。

それでは、通告に従い発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第69号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定についてと、議案第70号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について質問をいたします。

まず、今回の公民館とスポーツ施設と双方の共通した質問ですが、なぜ3年なのかということですね。コミュニティー施設も3年でしたので、スポーツ施設もそうなのかなということだと思いますが、なぜ3年なのかを教えてください。

また、指定管理料について、その差額と変動率について教えてください。

さらに、団体の管理する正規職員と非正規職員の人数、ここの指定管理に関わる人を教えてください。

あと、公共施設総合管理計画とたくさんの施設がありますが、それぞれの施設についての関係、もし廃止等、総合管理計画で出ているのであれば、そういったことも併せて教えてください。

続いて、永和公民館についての質問をしますが、永和公民館については、社会教育法で定められた公民館としての役割を果たすということで、指定管理の中でも公民館業務をやるようにということは、当然審査の対象となっているかと思いますが、具体的にどのようなことを行っていくのか教えてください。

続いて、体育施設についてですが、従前はスポーツの設置ということで法律があったんですが、今はスポーツ基本法ということで、スポーツに関わる法律が一元化されましたので、そのスポーツ基本法からいうと、この愛西市の体育施設に課せられた役割というものについて教えてください。お願いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

では、一括して順次御答弁させていただきます。

まず、指定期間についてですが、永和地区公民館については、募集を公募方式に変更し、施設の利活用及びニーズを反映するためです。スポーツ施設については、管理運営状況を一元的に評価し、利活用及びニーズを反映するためです。

続きまして、指定管理料、その差額及び変動率についてですが、永和地区公民館については、令和3年4月から令和8年3月までは2,988万2,992円、令和8年4月から令和11年3月までは3,902万円。差額は913万7,008円、変動率は218%です。スポーツ施設については、令和3年4月から令和8年3月までは8億168万8,800円、令和8年4月から令和11年3月までは5億1,084万円。差額は2億9,084万8,800円、変動率は106%です。

続きまして、正規職員及び非正規職員数についてですが、永和地区公民館については、正規職員は1人、非正規職員は2人、スポーツ施設については、正規職員は11人、非正規職員は48人です。

続きまして、公共施設総合管理計画との整合性についてですが、永和地区公民館については、公共施設総合管理計画において、将来の方向性が廃止とされておりますが、教育委員会として現時点では決めておりません。スポーツ施設につきましては、将来の方向性が廃止とされている佐織体育館、立田体育館及び八開運動場について、教育委員会として現時点では決めており

ません。

続きまして、永和地区公民館における、社会教育法に定められた役割を果たすための取組についてですが、公民館講座、地域の交流や活性化に向けた事業として作品展等が提案されています。

続きまして、スポーツ施設におけるスポーツ基本法に定められた役割を果たすための取組についてですが、スポーツ教室等の推進において、子供の体力向上やスポーツを通じた健康寿命の延伸を意識した内容に注力する提案となっています。鉄棒、マット運動、跳び箱を中心とした体操教室、健康寿命の延伸として大きいボールを使う高齢者に優しいラージボール卓球教室などが提案されております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

ありがとうございます。

永和地区の公民館と佐織体育館、八開運動場、立田体育館については、今のところいつ廃止をするかという方向性は、教育委員会としては決めていないということが分かりましたが、これについては、例えば5年で、この3年間の間で決めていくという、討議をしていくという方向性が今のところあるのかどうか。この3年間はそういうことはないよということなのか、分かれば教えてください。

あと、公民館については役割を果たすために作品展をやるということですがけれども、いろいろと公民館事業をやってみえると思いますけれども、その公民館事業の評価というのか、そのものについて、今までの評価がもし分かるのであれば教えてください。今後は作品展だけではないと思いますけれども、毎月の講座を開くとかというのものもあるかと思いますが、そういったことも併せて、もう一度再度詳細を教えてください。

また、体育スポーツ施設等についても、様々なラージボール卓球とか、高齢者のための体力づくりとか、子供のためのということになっていますけれども、愛西市としては一括して依頼をしているということがありますので、本当にちゃんとした管理をしていただかないといけないんですけれども、この管理について、例えば施設が壊れたりというような状況になったときには、管理をしている業者さんはどのような市とのすみ分けを行って、早急に改修をしていくということになるのか教えてください。

また、すみません、それぞれ先ほども別のところで話をしましたが、災害時における契約については、佐織公民館と、特にスポーツ施設についてはたくさんスポーツ施設があって、そこが避難所になる可能性は十分考えられるわけで、どのような災害協定がされているのか、災害時には市が出て行って、そのまま市が避難所の開設等も行うのか、他の施設のように。そういった災害時の協定についても併せて教えてください。お願いします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

まず、施設の今後の方向性については、先ほど御答弁させていただいたとおり、現時点では決めておりません。

今後、市長部局との協議の中でその必要性が生まれた場合には、定例教育委員会における議

題として協議していきたいと考えております。

続きまして、公民館の事業の評価についてでございます。

令和4年度は4講座27人が参加、令和5年度は6講座46人が参加、令和6年度は6講座20人が参加ということで、様々な講座を提案して実施していただいていると考えております。

また、新たな事業といたしまして、既存の手芸講座のほか、永和保育園の園児の作品展を随時開催することで、地域住民の集客を図る取組をすると提案されております。

また、元大工職人の館員によるD I Y教室などを実施することで、公民館の利用促進を考えているとも提案されているところでございます。

続きまして、スポーツ施設における評価、また修繕等の内容についてでございますが、スポーツ施設につきましては、毎月モニタリングを実施させていただいております。人員体制等報告、事故・事件、破壊・故障等の報告、利用人数、利用金額等のほかに、利用者の御意見・御要望等についても毎月きちんと生涯学習スポーツ課の職員が協議の中で聞き取りを行っております。その聞き取りを行った内容に基づいて、指定管理者と協議した上で、修繕については計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、大規模災害時における利用方法や取決めについてでございます。

永和地区公民館につきましても同じでございますが、スポーツ施設につきましては、指定管理者業務仕様書において、危機管理緊急時に関する業務として避難所等の対応についてを記載しており、大規模災害時については包括協定書で取り決めます。

自然災害等が発生したとき、または発生するおそれがあると本市が判断したときは、必要に応じて臨時休館とし、災害復興の間は、指定管理者が避難場所等としての機能を維持するものとしております。以上でございます。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第69号の愛西市の永和地区公民館と、それから70号のスポーツ施設等の指定管理について、併せて質問をさせていただきたいと思っております。

通告をしていたのは、なぜ3年の理由にしたかというところで、統廃合、施設の廃止の理由があるかなというふうに思っていたんですけども、その部分については答弁がありましたので、省略をさせていただきたいと思っております。

あと、公民館を今回初めて公募をされたわけなんですけど、施設として公募に値するかどうかの問題があったのではないかと思うんですけど、複数応募に至らなかった理由はどう考えていらっしゃるのか、まず1回目の質問としてお伺いをしたいと思っております。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

公募説明会には2者の出席がありました。

指定管理を行う施設の特性、指定管理を行う場合の採算見込み等を検討された結果によるものと考えております。以上でございます。

### ○7番（吉川三津子君）

あと3年とした理由で、やはりいろんな他の市部局の施設等で、やはり施設の廃止ということで、期間を短くしたりとかいうことになっていると思いますが、それもやっぱり永和公民館とかスポーツセンターのほうでも影響はあるだろうということですが、今市のほうの説明だと、廃止する公共施設について、これは廃止とかいろいろ上げてあるわけで、市部局の施設についてもそういった計画が上がっているわけですね。今までの質問の中で、このとおりに進めていくんだと市のほうの答弁はあったわけなんですけど、しかし、教育部局のほうはまだ決めてないんだと。正式には決めていないと思うんですが、その方向性でいくのか、教育委員会としてやはり協議とかそういったものはいつ頃始めるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

### ○教育部長（佐藤博之君）

先ほど市長部局において公共施設マネジメント会議に関する御答弁がございました。当然、そのマネジメント会議に関する担当職員として、教育委員会からも職員のほうは出席させていただいております。

一方で、永和地区公民館並びにスポーツ施設については、地域との関わりが深い施設であり、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上を図る必要があるとも教育委員会として考えているところでございますので、先ほどの答弁と繰り返しになりましたが誠に恐縮ではございますが、あくまでも市長部局との協議の結果に基づいて、教育委員会として、定例教育委員会の議題としてきちんと協議する必要があると判断した場合には、定例教育委員会において、きちんと各教育委員の皆様方の御意見をいただいた上で判断してまいりたいと考えます。以上でございます。

### ○議長（近藤 武君）

次に、16番・山岡幹雄議員、どうぞ。

### ○16番（山岡幹雄君）

議案第69号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定についてのみ質問させていただきます。

公民館、今回の永和地区公民館の利用者数の推移はどのようになっているのか。また、増減の理由があれば教えてください。

次に、利用者からの苦情・要望・改善の指摘は、過去にどの程度あり、それに対してどのような対応を行われたか、お尋ねいたします。

管理に係る経費の縮減に関する方策について、施設の清掃等を館員で実施とあるが、その内訳が分かれば教えてください。以上です。

### ○教育部長（佐藤博之君）

まず、利用者数の推移と増減の理由についてでございます。

利用者数は令和元年度8,074人、令和2年度4,550人、令和3年度7,537人、令和4年度9,287人、令和5年度6,608人、令和6年度9,276人、令和7年度が10月末現在で6,714人です。

令和2年度は、コロナ禍における臨時休館や利用制限、令和5年度は定期的利用団体の利用がなくなったため減少しました。令和4年度、6年度につきましては、選挙会場として利用されたことにより増加したとしております。

続きまして、利用者からの苦情・要望・改善の指摘は過去にどの程度あり、それに対してどのような対応が行われたかにつきましては、年に1回、利用者50人を対象にアンケートを実施しているほか、利用報告書において利用者からの御意見、要望等を確認しています。

令和3年度8件、令和4年度3件、令和5年度2件、令和6年度6件の御意見・御要望がありました。御要望といたしましては、多目的トイレの扉を直してほしいや、小サイズのスリッパが欲しい、机や椅子、卓球台が収納できるとよいなどがあり、指定管理者と協議の上で順次対応をしているところでございます。

続きまして、施設の清掃等を館員で実施とあるが、その内訳はについてでございます。

指定管理者候補者からは、館員による施設の清掃、敷地内の除草、樹木剪定、樹木消毒、障子の張り替えといった簡易的な修繕及び花壇の整備等でございます。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございました。

1点だけ再質問させていただきます。

指定管理者を再指定するに当たり、市として特に改善を求めた点がもしありましたらお答えください。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

地域団体の利用や地域の文化祭が開催されるなど、地域との関わりが深い施設であると考えております。

公民館講座の充実のほか、地域住民の交流の場となるような取組を期待しているところでございます。以上でございます。

#### ○議長（近藤 武君）

他に質疑がございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。

予算質疑でありますので、予算書のページ数及び款項目を示してから、発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第71号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第27・議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）を議題とし、

質疑を行います。

通告に従い発言を許可いたします。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について2点お伺いします。

1点目に、補正予算書15ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中で報償費、地域公共交通活性化協議会報償費です。

この新たな協議会の立ち上げの理由と目的をお伺いします。

2点目に、ページ23ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補助金、産地パワーアップ事業費です。

議案説明の折、今回は切り花の生産者からの申請を受けてとのことですが、その内容を伺うのと、本市にはどのような切り花があるのかお伺いします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

私からは、協議会の報償費、協議会の立ち上げの理由と目的についてでございます。

地域住民のニーズの把握や関係団体との協議を行う場として、法定協議会を立ち上げることといたしました。

公共交通の方向性を示す地域公共交通計画を策定し、事業の実施と評価を行っていくことを目的としております。以上でございます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、産地パワーアップ事業の今回の内容と本市でのどのような切り花があるかということでございます。

ハヤオ花卉組合員の販売額増加のために、施設等の整備を行うものでございまして、補助率は3分の1で、その補助額の1%を市が上乗せをするものでございます。

本市には、ハナショウブ、カラー、クルクマ等の花がございます。以上です。

○18番（竹村仁司君）

再質問をさせていただきます。

初めに、地域公共交通活性化協議会のほうから再質問します。

今から、これから立ち上げる協議会ですので、巡回バスも含め、新たな発想が必要になると考えます。例えば自動運転であるとか、スマホを利用して乗り降りできるとか、そういった公共交通の在り方、先進的な技術も念頭に入れるような考え方が必要かと思えます。そうした点を踏まえ、協議会のメンバー構成には柔軟性が必要だと思えます。考えをお伺いします。

続いてもう一点、すみません、お願いします。

先ほどの産地パワーアップ事業ですが、あまり知られていないようなこともあるようですけれども、愛西市のショウブの花は産地として有名です。しかし、種を守るために量産や販路は難しいと聞きます。また、生産者の高齢化も心配です。

産地パワーアップ事業は、市としては受け身のように感じます。生産者へのアプローチ、県

への申請など補助金の活用、切り花の生産も含め、今後の取組をお伺いします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

委員につきましては、法律に基づき必須となる地方公共団体や関係する公共交通事業者などに加え、地域住民や交通分野の有識者として学識経験者などで構成する予定をしております。

また、中部運輸局にも参画いただく予定であり、他自治体の事例も踏まえて幅広い分野で議論を進められると考えております。以上でございます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

あいち型産地パワーアップ事業は、県の農業の生産力の強化を図るため、県独自の補助制度で産地、農業者の施設等の整備を支援するものでございます。

県、あいち海部農業協同組合と連携をし、引き続き事業を活用し、生産力の強化が図れるよう支援のほうを行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、10番・石崎誠子議員、どうぞ。

○10番（石崎誠子君）

それでは、補正予算のほうを質問させていただきます。

14ページ、15ページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7節、地域公共交通活性化協議会委員報償費についてお伺いします。

まず報償費は、どのような委員構成で、どのような立場の方に対して支払われるのか。また、単価や開催回数など支払いの基準についても併せてお示しく下さい。

次に、協議会の目的、役割、そしてどのような権限を有するのかについて伺います。あわせて、地域公共交通会議等と比較した場合、本協議会がどのような機能強化や特徴を持つのか、その違いをお聞かせください。

続いて、15ページの18節、負担金について伺います。

この負担金は、誰に対して、何のために支払われるものなのか、その内訳と負担分の根拠について御説明ください。

続いて、26、27ページの10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費についてお伺いします。

まず、14節の施設修繕工事についてです。

今回の修繕工事の内訳と、具体的にどのような整備を行うのか、整備箇所を含めてお示しく下さい。

次に、17節備品購入費の33万6,000円の金額の内訳をお伺いします。

また、今回故障したプロジェクターについて、修理で対応することは困難であったのか。あわせて、今回導入される大型掲示装置とはどのような機器なのかも御説明ください。以上です。よろしく願いいたします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

1点目の協議会の委員構成に対して、どんな基準等で支払われるのかについてお答えいたします。

地域住民、学識経験者など行政機関以外の委員に対しまして、委員長6,800円、委員6,500円を1回分として支払う積算となっております。

続きまして、協議会の目的、役割の権限の関係の御答弁でございます。

地域公共交通会議と法定協議会は、地域公共交通の合意形成の場としての役割を持っておりますが、地域公共交通会議は、主に道路運送事業の効率化、利便性向上が目的で、法定協議会は全ての交通網道を対象に地域公共交通計画の策定、実施、評価までを行うことを目的としております。

本市といたしましては、法律に基づく地域公共交通会議の機能を兼ね備えた法定協議会を設置することといたしました。

3点目、負担金につきましてですが、負担金は法定協議会に対しまして会議の運営のために支払うものであり、内訳は準備段階で必要な事務的経費となります。以上でございます。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、小学校費、施設修繕工事の内訳と具体的な整備内容について御答弁させていただきます。

永和小学校の北校舎から体育館への移動経路にある外階段及び北校舎、南校舎の各フロア階段計7か所に手すり、北館及び南館の各1か所の多目的トイレに花台を設置。佐屋小学校の特別支援学級のクラス増に伴い、間仕切りを設置、開治小学校の校舎から運動場や体育館への移動経路にある昇降口前の外階段3か所に手すりを設置いたします。

続きまして、小学校費、備品購入費33万6,000円の内訳、故障したプロジェクターへの対応及び大型掲示装置についてですが、スタンド付50型ディスプレイ3台分の購入費用です。故障したプロジェクターは同製品の修理及び購入ができませんでした。大型掲示装置は、タブレット端末にまとめた意見や考え、そのほかデジタル教材を提示することで、効果的な授業を実施してまいります。以上でございます。

○10番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

では、ちょっと再質問させていただきます。

地域公共交通活性化協議会の役割等については理解しましたので、この協議会における市の役割、立ち位置についても伺いいたします。

市は、この協議会において、事務局機能に徹するのか、それとも議論の方向性を示す主体として積極的に関与するのか、市としての関わり方を具体的にお聞かせください。

次に、委員構成について伺います。

地域住民が委員として参加されるという答弁でしたが、その地域住民とはどのような基準で選定されるのか。特に、交通空白地や交通ニーズの高い地域の声がきちんと反映されるような選定となるのか、その考え方を伺いいたします。

続いて、負担金について伺いますが、準備段階の事務的経費との説明でしたが、具体的にはどのような業務作業に充てられるものなのか、その内容をお聞かせください。

学校の備品については、プロジェクター故障への対応ということでしたが、他の学校でも同様の故障や更新ニーズが生じていないのかもお願いいたします。以上です。

○総務部長（井戸田悦孝君）

まず1点目の市の役割、立ち位置につきましては、市は円滑な運営を支える事務局に加え、委員として参画を予定しております。方針の提示や議論に参画する一委員としても取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の幅広い地域住民の選定につきましては、各種市民団体や地域住民により構成されている巡回バス運行検討委員会からの委員の選出も考えております。

続きまして、負担金の内訳ということでございますが、準備段階の必要な事務的経費といたしまして、郵送料、振込手数料、それから新しく設置しますので、協議会の印鑑、その他消耗品等でございます。以上でございます。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、プロジェクター故障に係る他学校への対応について御答弁させていただきます。

今回同様、余剰教室または特別支援学級の既設プロジェクターを移設し、特別支援学級に大型提示装置を設置していきたいと考えているところです。

なお、プロジェクターまたは大型提示装置のどちらかを主として導入するかについては、学校現場と協議調整をしております。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について質問します。

29ページになりますが、10款5項2目12節の委託料1,198万円です。

燃料価格高騰の影響を受けての指定管理料の不足を見込んでの増加分更正となっていますけれども、これのどのように積算された、この積算根拠というのを教えてください。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

電気料につきましては、令和7年4月から9月までの実績から計算し、前年同月と同じ電気量を掛けて積算いたしました。

灯油代につきましても、令和7年6月から9月までの実績から計算し、前年同月と同じ使用量を掛けて積算いたしました。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

体育施設、どこが積算したのかというのがちょっと不明なんですけど、もう少し詳細に教えてほしいというのが1点ですね。

それから、令和7年度の燃料価格高騰分の予算額は幾らだったのかと、その予算額に対する今回の補正額の比率というのを教えてください。

それから、体育施設は指定管理5年間なので、この燃料価格の委託料の予算額と補正額の推移、その比率も教えていただきたい。

それから、こういう価格高騰での分析をしているはずなんですけれども、この燃料費、指定管理委託料が不足ということなんですけれども、この燃料費分の予算をどのように組んできたのか。また、この補正に関しても指定管理者との協議は行っていると思いますけれども、どのように行って、またその協議内容を教えていただきたいと思います。

それから、体育施設の遮熱・断熱性の状況と、燃料費を削減する取組を行ってきたのか。行っているのであれば、その効果を教えていただきたい。

そして最後に、ずっとこの12月議会の補正で上がってくるんですけれども、一般財源から出て増額ということになるんですが、こうしたずっと一般財源で補填していく考えなのか、それとも利用料の見直しなどの考え方を持っているのか。

以上、再質問とします。お願いします。

○生涯学習スポーツ課長（青木万亀雄君）

それでは、順次答弁させていただきます。

今回の補正予算の内訳でございますが、施設のほうといたしまして、電気代のほうが垣見鉄工アリーナ、立田体育館、佐織体育館、佐屋総合運動場、佐織総合運動場。燃料費に灯油のほうでございますが、こちらのほうは垣見鉄工アリーナとなります。

次に、今回の指定管理の補正をするに当たりまして、従前の契約でございます契約期間から、当初は指定管理料が1億4,591万9,000円でございますが、こちらの電気代のほうが、2,247万6,000円が当初の電気代の予算額でございます。それに伴いまして、灯油のほうにつきましては370万8,000円でございます。

こちらのほうを先ほど部長のほうで答弁させていただいた数字で試算をさせていただいた結果で補正をさせていただいておりますが、今回、指定管理の期間が包括協定の期間となりますので、こちらのほうの予算額のままに計上させていただいておりますので、実際の実績価格との乖離があるということで、今回補正をさせていただいているという状況でございます。

指定管理者との協議内容につきましては、今回の補正を必要だということで出されましたので、実施しておるところでございます。

遮熱に関する取組の関係でございますが、特段の意見交換はされておりませんが、今後そういったものも必要になってこようかと思っております。

あと、利用料の見直しというところでございますが、こちらのほうにつきましても、今後、電気代の高騰等がございますので、必要に応じて検討していきたいと考えております。

比率につきましては、従前の令和6年度の当初における電気料の比率が11.33%でございます。それに伴いまして、灯油のほうが1.86%、灯油と電気のほうの比率といたしまして12.9%でございます。これはいずれも支出に関わる経費比率でございます。

以上でよろしかったでしょうか。

次年度以降の料金につきましては、今回の指定管理の中で組み込まれておりますので、必要がないと考えております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

予算額との差額、増減率では増えているほうの率ですわね。

○生涯学習スポーツ課長（青木万亀雄君）

予算額に対して増えている支出といたしまして、すみません、ちょっと持ち合わせておりません。

○教育部長（佐藤博之君）

後ほど御答弁させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（近藤 武君）

次に、13番・原裕司議員、どうぞ。

○13番（原 裕司君）

それでは、議案第71号：愛西市一般会計補正予算（第6号）の4ページにあります第2表の債務負担行為の関係について質問させていただきます。

先ほど指定管理の関係で5年間の契約を結んで、市債金額を計上してあると思いますが、永和児童館が1億4,534万9,000円、勝幡児童館が1億2,020万4,000円、草平児童館が1億4,348万5,000円、勝幡児童館のほうが指定管理料が約年間500万円ほど低いという状況になっておりますが、この理由についてお答えいただきたいと思います。

○健康子ども部長（人見英樹君）

児童クラブ単位数の違いによる人件費と施設管理に係る経費の違いによるものです。以上です。

○13番（原 裕司君）

単位数と人件費というような状況だと思いますけれども、実際の指定管理を先ほど、いろいろな質疑をされたんですけども、実際、単位数という部分で、ちょっとその辺の詳しい部分をお聞かせ願いたいと思います。

○健康子ども部長（人見英樹君）

児童クラブは1単位、おおむね40人につき職員2人の配置が必要となってきます。

今回、各児童館につきましては、永和児童クラブは通年で2単位で4人、長期休みの休暇の期間は3単位になり6人、勝幡児童クラブは通年で1単位、長期休みの期間は2単位で4人、草平児童クラブは通年2単位で4人であります。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について確認をいたします。

今、原さんの御質問もありましたが、4ページ、債務負担行為の補正について、各議案のときに聞きましたけれども、まとめて、変動率とパーセントを教えてください。

続いて、5ページ、6ページで第3表 地方債補正ですが、それぞれの地方債を追加した理由と変更した理由、またそれぞれの起債年数と交付税措置率について教えてください。

続いて、2款1項、ページ数が14、15の2款1項1目の第7節、地域公共交通活性化協議会7万9,000円の件についてですが、これについて、設立の目的・理由、諮問の内容等が分れば教えてください。また、人数・構成員についても併せて教えてください。重なるかもしれませんが、よろしくお願いします。

あと、公募についてするのかということと、巡回バス検討委員会との関係性、一般的にこういった計画をつくるどころでいうと、ダブらないというルールがあったかと思うんですけど、今回については巡回バス検討委員会の委員と包括するというので、ダブることになるのか、そういう内容について教えてください。

あと、18節負担金の内容については確認をしましたので割愛をします。

続いて、2款1項10目の、同じく、すみません、ページ数が16、17ページ。

2款1項10目の積立金10億3,815万5,000円、財政調整基金に積み立てるということですが、一般的には半分を積み立ててということがありますけれども、全額積み立てる理由について確認をさせてください。また、積み立てた後の基金の残高はどのようになるのか教えてください。

同じく同様のページで、2款2項1目税務総務費で1,060万9,000円、市税還付金についての詳細を教えてください。

続いて、ページ数が20、21ページの3款3項1目の生活保護費についてですが、生活保護システム改修費ですけれども、この具体的な内容について教えてください。

続いて、22、23ページの6款1項3目の産地パワーアップ事業についてはお話がありましたので、これは割愛させていただきますが、その下の環境保全型農業直接支払203万7,000円について、これの詳細を教えてくださいのと、この環境保全型農業者直接支払についての財源の内訳、負担割合も教えてください。

続いて22ページですが、6款1項5目について、財源が付け替えられています。5,810万円地方債に替えられているのが6款1項5目、この変更の理由を教えてください。

続いて、8款2項のところ財源付け替えが合計で6,900万円ほど出ておりますが、この財源の付け替えを教えてください。

また、8款3項1目の都市計画費についても9,000万円の財源の付け替えがされておりますが、これの財源付け替えの変更の理由を教えてください。

続いて26ページ、27ページについては、10款2項1目、小学校費の10節、ガス料金についてですが、92万4,000円については、学校がどの学校なのかということを教えてください。

続いて、施設修繕工事については先ほどありましたので割愛します。

続いて、10款3項1目、中学校費、10節、ガス料金についても積算と学校を教えてください。

10款4項3目の文化会館費390万7,000円についての積算と年度末の精算はどのように行うのか。多いのか少ないのかということで精算を行うのか、多かったら返してもらうということになるのか、その精算の仕方を教えてください。

10款5項2目の保健体育費についても、1,190万円の積算と、あと年度末精算の方法について教えてください。

最後に、人件費の問題ですが、正規職員が2名の減少をしているということについて、補正予算に載っております。30ページには2名の正規職員が減っているということですので、この2名の減少の理由について教えてください。

また、31ページの会計年度任用職員については、全体で2,000万円の減額ということになっておりますが、その減額の理由、積算の内容を教えてください。以上、よろしく申し上げます。

○市民協働部長（山岸忠則君）

私からは、第2表 債務負担行為補正について、それぞれの従前との変動金額と変動率にはつきましてお答えさせていただきます。

まず、市江地区コミュニティセンター指定管理料は、期間が違うため、1年間平均額59万4,533円の増、変動率112%です。

続きまして、永和地区防災コミュニティセンター指定管理料も、期間が違うため、1年間平均額4万8,134円の減、変動率99%です。以上です。

○健康子ども部長（人見英樹君）

児童館等の指定管理料について順次お答えします。

永和児童館現指定管理料との変動金額1,341万4,000円の増、変動率110%、勝幡児童館1,630万4,000円の増、変動率116%、草平児童館2,523万5,000円の増、変動率121%、立田南部子育て支援センター832万4,000円の増、変動率107%で、立田北部子育て支援センター1,000万6,000円の増、変動率111%。開治子育て支援センター1,738万6,000円の増、変動率122%です。

続いて、保育園調理等業務委託料は、現委託料との変動金額は1,224万6,200円の増、変動率115%です。私からは以上です。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

続いて、発達支援センター調理等業務委託料は、現委託料との変動金額は710万1,200円の増、変動率は122%です。以上です。

○市民協働部長（山岸忠則君）

総合斎苑指定管理料については、光熱水費は含んでおらず、変動金額は4,606万9,000円の増、変動率123%です。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

永和地区公民館について、変動金額は2,116万1,000円の増額、変動率は218%。

続きまして、体育施設の変動金額は5,205万6,000円の増額、変動率は111%でございます。以上でございます。

○総務部長（井戸田悦孝君）

まず、第3表 地方債補正の追加変更理由につきまして、地方債の活用が可能な事業がないか検証した結果、各事業への地方債の活用が可能と考えるため計上したものでございます。

続きまして、それぞれの起債年数と交付税措置率はということで、地方債の届出は予算化された後となるため、最終的な同意が得られていない状況であり、起債年数及び交付税措置率は市が想定しているものとなります。

事業名、起債年数、措置率の順で申し上げます。

排水路改修事業、10年程度、交付税措置率ございません。高規格救急自動車更新事業、5年程度、交付税措置率70%。佐屋小学校止水板設置事業、10年程度、交付税措置率70%。経営体育成基盤事業、10年程度、交付税措置率なしでございます。舗装修繕事業、10年程度、財源対策債分ほかに対し50%ほかでございます。道路改良事業、10年程度、なしでございます。

続きまして、地域公共交通活性化協議会の件でございます。

目的・理由、諮問の内容ということでございますが、地域住民のニーズや関係団体との協議を行う場として法定協議会を立ち上げ、公共交通の方向性を示す地域公共交通計画を策定し、事業の実施と評価を行っていくことを目的としております。

市の方針を反映させることは可能だというふうに考えておりますので、法定協議会への諮問を行う予定はございません。

続きまして、人数、構成員、公募の関係、巡回バス運行検討委員会との関係についてでございます。

委員構成は20名以内を予定しております。地域住民、学識経験者に加え、行政機関や交通事業者といった関係団体で構成する予定です。公募の予定はございません。巡回バス検討委員会は、法定協議会における分科会的な役割を担っていくものと考えております。

続きまして、基金の関係でございます。

全額積み立てる理由につきまして、補正予算（第6号）では、地方債による財源振替等により、一般財源への充当の必要がないことなどから、全額財政調整基金に積み立てたものでございます。

続きまして、積立て後の基金残高はということで、一般会計補正予算（第6号）が可決されたことを想定した金額は約35億700万円となります。

続きまして、市税還付金の詳細につきましてでございますが、前年度の伸び率などを踏まえて、不足見込分を算出しております。一旦以上でございます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは生活保護システム改修委託料について御答弁をさせていただきます。

国の被保護者調査の項目変更に伴う生活保護業務データシステムの改修に関連し、データ送付項目及びエラーチェックプログラムを改修する必要があるからでございます。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、環境保全型農業直接支払いの203万7,000円の詳細でございます。

化学肥料、化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と、有機農業、総合防除、炭の投入などの取組に対しまして、面積に単価を掛けて算出したものでございます。

財源の負担割合につきましては、国が2分の1、県と市が4分の1でございます。以上です。

○総務部長（井戸田悦孝君）

続きまして、6款1項5目農業土木費5,810万円の関係、8款2項道路橋梁費6,960万円の件、

8款3項1目都市計画総務費9,000万円の件。この3点の財源変更の理由についてお答えをいたします。

地方債の活用が可能な事業がないか検証した結果、各事業への地方債の活用が可能と考えるため計上したものでございます。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

質問されていません。

○教育部長（佐藤博之君）

申し訳ありません。

では私から、小学校費、ガス料金の積算方法と学校について御答弁させていただきます。

ガス料金は、令和7年4月から9月までの実績額と、令和6年4月から9月までの実績額の差額から見込金額を積算いたしました。

対象校は、北河田小学校、勝幡小学校及び西川端小学校です。

続きまして、中学校費、ガス料金の積算方法と学校についてですが、ガス料金は、令和7年4月から9月までの実績額と、令和6年4月から9月までの実績額の差額から見込金額を積算いたしました。

対象校は、立田中学校及び佐織中学校です。

続きまして、文化会館指定管理料の積算と年度末精算の方法についてですが、電気料は令和7年4月から9月までの実績から計算し、前年同月と同じ電力量を掛けて積算しました。灯油代は、令和7年6月から9月までの実績から計算し、前年同月と同じ使用量を掛けて積算しました。

精算の方法は、予算額と実績額を比較し、精算を行います。なお、実績額が低かった場合は、差額分を返還していただきます。

続きまして、体育施設の指定管理料の精算と年度末精算の方法についてです。

電気料は、令和7年4月から9月までの実績から計算し、前年同月と同じ電力量を掛けて積算しました。灯油代は、令和7年6月から9月までの実績から計算し、前年同月と同じ使用量を掛けて積算しました。

精算の方法は、予算額と実績額を比較し、精算を行います。なお、実績額が低かった場合は、差額分を返還していただきます。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

職員数の2名減少の理由です。

退職の申出があったためです。

続きまして、会計年度任用職員の2,093万5,000円の減の理由としまして、採用人数どおり採用できていないことや、勤務時間以下の勤務条件となったことが減額の主な原因となります。

3款1項1目では、職員数を確保するため求人を行っていますが、採用に至っていないことから684万2,000円を減額し、10款1項2目では、想定勤務時間以下の勤務条件となったことから1,264万4,000円を減額いたしました。以上です。

○4番（河合克平君）

ではまず、人件費の問題で再質問しますけれども、職員が退職で辞められたということですが、その退職の理由について教えてください。

あと、会計年度任用職員は教育部局が1,264万円ですか、かなり多いところだと思いますが、こういったところでこれが満たされていないのか。例えば学校のどういう、総務管理費でどのような教育に関わるものがされていないのか、詳細を教えてください。

あと、精算を行って多ければ返してもらおうということですが、少なければ当然払うということではいいでしょうか。お願いします。

あと、財政調整基金ですけれども、公共施設整備基金に積み立てなかった理由について教えてください。公共施設整備基金に代わるような起債をして、その分だけ一般財源を少なくできたということであれば、公共施設整備基金に入れるべきかなというふうに思うんですが、その辺の判断をした理由を教えてください。

あと、もう一度見直しをして、起債を行ったということで、一般財源は減っているわけですが、この方向というのは今後も行っていくのかと思いますけれども、今回、これ以上はもうなかったというふうに考えればいいのか教えてください。交付税措置がないものも一般起債として、一般事業債として交付税措置がなくても行っている、その理由について教えてください。お願いします。

あと、債務負担行為については、大体10%から、少ないところであれば99%ありますけれども、10%から20%の間ということになります。来年度、令和8年度から、この金額合計で何十億になるわけですが、このうちの1割以上ということは何億円ということになると思いますけれども、そういう形で一般財源がたくさん必要になってくるという状況について、今後の債務負担行為ですから、こういった財源運営をしていくのか、そのことについて教えてください。お願いします。以上です。

○人事課長（加藤貴也君）

初めに、職員数2名の減少での退職の理由についての答弁をさせていただきます。

退職の詳細な理由については把握しておりません。

また、教育部局のほうで、会計年度任用職員がこういったところで満たされていないかといった質問ですけれども、それにつきましては、特別非常勤講師と特別支援教育支援員等が対象になるというふうに考えております。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

指定管理料の精算、不足に関する御質問について御答弁させていただきます。

指定管理者と協議した上での金額でありますことから、不足することはないと考えます。以上でございます。

○財政課長（堀田 毅君）

私からはまず、財政調整基金につきまして、ほかの公共等に積み込まなかったかということなんですけれども、こちらにつきましては、公共事業整備基金の令和6年度中の増減額は約

2,700万円の減、令和6年度末現在高が約75億4,000万円となったのに対し、財政調整基金は令和6年度中の増減額が約11億6,000万円の減、令和6年度末現在高が約41億7,000万円となったこともあり、財政調整基金の減額幅を極力小さくするために、今回積み立てたものでございます。

続いて、今回のような起債のほう、こちらのほうが今後も続くのかというところについてですけれども、こちらのほう、今回の事業の精査につきましては、我々のほうで起債が適用可能かどうかというのを精査した上で、今回、地方債のほうの補正をお願いしているところでございます。

なお、一般事業債等については、今後も必要であれば順次使っていくような形で考えております。

それから、債務負担につきましても、今後、指定管理等については必要な経費というふうに考えておりますので、財政の見直し、一般財源の確保というような形で、健全な財政運営に向けて進めていきたいと考えております。以上です。

○生涯学習スポーツ課長（青木万亀雄君）

馬淵議員の先ほどの質問に対しまして失礼いたします。

電気代の当初の令和7年度の予算の額でございますが、2,180万円、それに対しまして補正後の金額が3,257万5,000円となりますので、149%の増。灯油代につきましては363万円の当初予算につきまして、補正後の金額が483万5,000円で133%となります。

合計いたしますと、当初予算が2,543万円に対しまして3,740万9,000円になりますので、こちらのほうは合計で149%の増となります。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、14番・佐藤信男議員、どうぞ。

○14番（佐藤信男君）

それでは、議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について質問をいたします。

以前、前の竹村議員と石崎議員と河合議員と質問が一部重複しますが、通告どおり進めますのでお願いします。

ページ数が14ページと15ページで、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7節報償費で、地域公共交通活性化協議会は、国が定める地域公共交通活性化再生法と関連があるのか、お伺いいたします。

また、関連があるとすれば、地域公共交通活性化再生法とはどんな内容かをお伺いいたします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

まず、地域公共交通活性化法との関係ということでございますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律は、社会情勢の変化に対応し、持続可能な地域旅客運送サービスの確保をするため、地域公共交通計画の策定について定められており、同法第6条に協議会を組織でき

る旨が定められております。

続きまして、地域公共交通活性化再生法の内容につきましてでございます。

地域公共交通活性化再生法は、市町村や交通事業者、住民が一体となり、地域公共交通計画を作成し、持続可能な交通サービスを確保するための法律でございます。以上でございます。

○14番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では、再質問をいたします。

なぜ今の時期に協議会を立ち上げるのか、お伺いします。

次に、誰が協議会の構成員になるのかお伺いいたします。

また、協議会を立ち上げることでどんなメリットがあるのか、お伺いいたします。

○総務部長（井戸田悦孝君）

まず、なぜこの時期にということでございます。

現在の地域公共交通の在り方について、関係課と調整を重ね、地域公共交通計画の策定が必要と判断したためでございます。

また、地域公共交通計画の早期策定に向けて、年度内に協議会を立ち上げる必要があるからでございます。

続きまして、構成員についてでございます。

委員構成は、地域住民、学識経験者に加え、行政機関や交通事業者といった関係団体で構成する予定でございます。

続きまして、協議会を立ち上げるメリットにつきまして、法定協議会では、地域公共交通会議の機能を兼ね備えることが可能であり、地域の実情に即した地域公共交通計画を策定することができるということでございます。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算についてお伺いをいたします。

皆さん質問されたので、いろいろ割愛して質問をさせていただきますが、15ページの2款総務費の関係で、地域公共交通活性化協議会についていろいろ質問がありました。その中で1点だけ、ほかのは質問したということで再質問しますが、1点だけ。

専門家ですね。大学の先生とか、そういった方々の専門家、よその自治体の方ではなくて、専門家、大学の先生とか、そういう方たちはどうなっているか、1点お伺いをしたいと思います。

それから、21ページの3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費の生活保護システム改修委託料の関係で、113万3,000円でございます。これは、いろいろ改正があつて、調査項目が増えるということですが、この改修というのは法改正とかいろんな改正のものだけなのか、それプラスアルファ何らかあるのか。今回のこの改正によって、生活保護受給者の方

たちには何らかの影響が出てくるのか。その点について確認をさせていただきたいと思います。

それから、27ページの10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の関係で、会計年度任用職員が1,103万3,000円の減額、それから職員給が1,004万7,000円の減額になっております。この減額の理由について、いろいろ先ほどから説明もされておりますが、しっかり個々についての減額の理由を教えていただきたいと思います。

それから、30ページの給与費の明細書についてお伺いをしたいと思います。

先ほどから2名の退職の方があったということですが、何歳代の職員が退職されたのか教えてください。そこで不足した職員の仕事をどのように埋めるかということが出てくると思いますが、会計年度任用職員で補填したのか、それとも人事異動でしたのか、その点についてお伺いをしたいです。

この2名の退職者によって、どのような人事異動があって補填したのか教えていただきたくて、どこの部署で退職者が出たのかも教えていただきたいと思います。以上です。

○総務部長（井戸田悦孝君）

私からは、協議会に関して、専門家についてでございます。

公共交通などに関する専門知識に精通した学識経験者の方に御参加いただく予定をしております。以上でございます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは、生活保護システムの改修委託料について答弁させていただきます。

まず、どのような調査項目が増えるのかについてです。

被保険者調査の調査項目について、各報告データの集計・帳票から介護療養型医療施設部分を削除します。そのほかに概要・集計・データチェック機能の変更、提出用データベースの変更なども行います。

この改修による影響はでございますが、これらは国に報告するための調査に用いられるもので、直接的に受給者への影響はございません。以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

報酬の会計年度任用職員の1,103万3,000円及び給料、職員給1,004万7,000円の減額の理由についてです。

会計年度任用職員の減額について、想定勤務時間以下の勤務条件となったことから、減額したものです。

職員給については、人事異動に伴う調整に加えて、年度途中で退職した職員分の給料を減額させていただきました。

続きまして、中途退職者は何歳代かということで、年代は30歳代です。

会計年度任用職員で補填したのかにつきましては、正規職員の中で対応をしております。

どこの部署であるかということにつきましては、総務部と消防でございます。以上です。

○7番（吉川三津子君）

それでは、順次、答弁があまりにも早く聞き取れなかったところもあるので、もう一度質

間をさせていただくかもしれません。

あと、先ほど地域公共交通活性化協議会のほうですが、専門家を入れるということで、有識者ということですが、大学の……。

○議長（近藤 武君）

吉川議員、この項目はもう再質問として今質問を受けたんです。

○7番（吉川三津子君）

違う、専門家のところは……。

○議長（近藤 武君）

この項目の質問としては、専門家はというのは再質問として質問させていただきますというお話でしたが……。

○7番（吉川三津子君）

上の3個は再質問でやりますということで、ですので、専門家についてだけ聞きますと申し上げたつもりですけども。

だから、専門家のところはきちんと入れてありますので、1回目の質問でしました、いいでしょうか。。

○議長（近藤 武君）

分かりました。

○7番（吉川三津子君）

1回目の質問でいたしまして、今から再質問に入るんです。

それで専門家ということですけども、これは大学の先生を対象にしているのか、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それからあと、委員のメンバーについては1回目の質問で出してありますので、再質問になりますけれども、市民の方も含めていくということで、検討委員会も含めていくということですが、ほかにも市民の方たちを含める予定があるのか教えていただきたいと思います。

それからあと、これ進めていく上に、年度ごとに達成目標、1年目はこれこれ、2年目はこれこれといったような、市としても1人のメンバーとして加わっていくということでもありますので、何らかの構想を持って参加されると思います。その中で年度ごとの達成目標はどう考えているのか。何から動き出そうとしているのか。その点についてお伺いをしたいと思います。

それからあと、立田・八開地域については人口激減地域ということで、ずっと県との協議をしております。この交通アクセスについても委員会みたいなのがあって、ワーキンググループがあってやってきておりまして、県からも支援をしていくという声があったと思いますが、そういう県からの協力体制はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

それからもう一点、これから駅周辺整備ということで計画が進んでおります。アクセスという部分で、駅へのアクセスとかいろいろ都市計画課との連携も必要になってくると思いますが、この駅周辺整備との関係性はどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、あと、ちょっと教育費の関係の、会計年度任用職員についてちょっと聞き取りが私悪かったですけど、ごめんなさい。結局は時間数が思ったより少なかったから、この金額でよかったのか、人数が確保できなかったから減額されたのか、もう一度教えていただきたいと思います。

そして、ここで人事異動があったんだということですが、これはどのような理由で人事異動になって、その職務上、教育部局に支障は出なかったのか、その点についても確認をさせていただきたいと思います。

それから、給与明細の関係であります。

30代の方が2名退職したということで、総務と消防でしたでしょうか。消防だったと思いますが、この補填は正規職員でされたということですが、総務のほうによそから人事異動で異動して埋められたのか、それとも総務のほうで頑張って少ない人数で対処されたのか、総務、消防の状況についてお伺いをしたいと思います。以上です。

○総務課長（伊藤靖幸君）

まず、1点目の大学の先生が入るかどうかということにつきましては、法定協議会における学識経験者は、公共交通に関するアドバイザー、コーディネーターとしての役割から、交通計画、都市計画や交通経済等の分野の知識や見識を有する大学教授や研究者等が想定をされます。

次に、年度ごとの目標をどう考えているかということにつきましては、現在では令和8年度に現状調査と骨子案を作成、令和9年度に計画案を策定し、パブコメを経て、計画を9年度内に完了する予定をしております。

続いて、県からの支援はあるかということにつきましては、法定協議会については県の職員も参画していただく予定をしております。

最後に、駅周辺のアクセス、都市計画との連携につきましては、都市計画マスタープランも連携をするということで、整合性を図りつつ、地域の実情に即した計画を策定していく予定をしております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

もう一個抜けている。1つ抜けている。

○総務部長（井戸田悦孝君）

構成員の中で、地域住民の件でございますが、報償費を支払う中に、巡回バス検討委員会のメンバーだけではなくて、総代からの御推薦ですとか、民生委員さん等を考えております。以上でございます。

○人事課長（加藤貴也君）

まず、教育部局のほうの人数が確保できなかったからかという御質問かと思いますが、そちらにつきましては、採用人数については充足しておるんですけれども、想定勤務時間以下の勤務条件となったということから減額したものでございます。

あと退職者について、正規職員で対応したということでの答弁の中で、どういうふうに行ったのかということだと思いますけれども、こちらにつきましては、令和6年度末頃に、令和7

年度の予算編成の後に退職者として判明したものでございまして、その方は令和7年3月31日で退職しているものですから、2人分はもともと正規職員という形で張りつけをさせていただいているということでございます。以上です。

○7番（吉川三津子君）

議長、教育のところの人件費のところがよく分からないんですけども。

○議長（近藤 武君）

理解できなかったということ。

○7番（吉川三津子君）

教育のところは言っていないよね。会計任用は聞いたけど。

○人事課長（加藤貴也君）

申し訳ございません。人件費の職員給のほう、御答弁を申し上げそびれておりました。

1,004万7,000円につきましては、教育部局のほうで2人退職しておりますので、その分を減額させていただいているということでございます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、16番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○16番（山岡幹雄君）

議案第71号：愛西市一般会計補正予算（第6号）につきまして質問させていただきます。

ページ数は14ページから23ページまで、また飛んで26、27ページで質問させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等の増額の理由は。

次に、2款総務費、1項総務管理費、5目会計管理費、2節給料、3節、職員手当制度の増額の理由は。

2款総務費、1項総務管理費、9目企画費、2節給料、3節職員手当等の減額の理由は。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1節の報酬と2節の給料、3節の職員手当等の減額の理由は。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1節報酬、2節給料、3節職員手当等の増減額の理由は。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、1節の報酬、2節の給料、3節の職員手当等の増減額の理由は。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、2節の給料、3節の職員手当等の減額の理由は。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、2節の給料、3節の職員手当等の減額の理由は。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1節の報酬、2節の給料、3節の職員手当等の減額の理由は。

令和7年度職員の休職人数とその理由を教えてください。以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

人件費の各款項目の増減の理由としてまとめて御答弁させていただきます。

主な要因は、人事異動に伴う増減となり、年度途中で退職した職員分の給料を減額しました。会計年度任用職員分につきましては、採用できていないことや、勤務時間以下の勤務条件となったことが減額の主な原因となります。

続きまして、令和7年度中、職員の休職人数とその理由等についてです。

11月末時点で病気休職者となった人数は11人で、そのうち身体の不調による休職3人、精神の不調による休職8人となっております。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

11月末現在で11人の方、それぞれ精神的な方も見えたんですが、今回の休職の人数と、いろいろ市のほうの基金の含み損の関係があるかどうか、ちょっとお尋ねします。

あと、職員等の関係とか、パワハラ、あと来客者のカスハラがあったかどうか、お尋ねいたします。

○人事課長（加藤貴也君）

会計室の休職者は1人で、定期的に産業医の診断を受けてはおりますが、基金の含み損の関係性については回答を控えさせていただきます。

また、職員の休んでいる件ですけれども、職場環境等について相談を受けているケースもございます。以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

職員へのパワハラ、カスハラ等については報告は受けておりません。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第72号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第28・議案第72号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第73号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第29・議案第73号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第74号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第30・議案第74号：令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第75号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第31・議案第75号：令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・請願第2号（質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第32・請願第2号：市民にわかりやすいホームページの充実を求める請願を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・委員会付託について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第33・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第45号から議案第75号及び請願第2号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと

思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、12月19日9時30分より再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時26分 散会